

## 平成20年第6回那須烏山市議会定例会（第3日）

平成20年9月4日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 4時18分

## ◎出席議員（17名）

2番	渡辺 健寿君	3番	久保居 光一郎君
4番	高德 正治君	6番	沼田 邦彦君
7番	佐藤 昇市君	8番	佐藤 雄次郎君
9番	野木 勝君	10番	大橋 洋一君
12番	大野 曄君	13番	平山 進君
14番	水上 正治君	15番	小森 幸雄君
16番	平塚 英教君	17番	中山 五男君
18番	樋山 隆四郎君	19番	滝田 志孝君
20番	高田 悦男君		

## ◎欠席議員（3名）

1番	松本 勝栄君	5番	五味渕 博君
11番	五味渕 親勇君		

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷 範雄君
副市長	石川 英雄君
教育長	池澤 進君
会計管理者兼会計課長	斎藤 雅男君
参事兼福祉事務所長	零 正俊君
参事兼都市建設課長	池尻 昭一君
総合政策課長	国井 豊君
総務課長	木村 喜一君
税務課長	高野 悟君
市民課長	鈴木 敏造君
健康福祉課長	斎藤 照雄君
こども課長	堀江 久雄君

農政課長	中山 博 君
商工観光課長	平山 孝夫 君
環境課長	両方 恒雄 君
上下水道課長	荻野目 茂 君
学校教育課長	駒場 不二夫 君
生涯学習課長	鈴木 傑 君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中 順一
書記	藤田 元子
書記	佐藤 博樹

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（水上正治君） 皆さんおはようございます。特に傍聴の皆さん、お忙しい中、足を運んでいただきありがとうございます。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま出席している議員は16名です。1番松本勝栄議員、5番五味渕博議員、そして、11番五味渕親勇議員からは欠席の通知、6番沼田邦彦議員は遅刻の連絡がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めておりますので、ご了解をお願ひしたいと思ひます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（水上正治君） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願ひます。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、この際、お願ひしておきます。

通告に基づき13番平山進君の発言を許します。

13番平山進君。

[13番 平山 進君 登壇]

○13番（平山進君） おはようございます。一般質問も2日目に入りましてトップバッターということで私、平山が質問に立たせていただきたいと思います。今週に入りまして、福田総理の退陣、その後、日本全国をゲリラ的に豪雨が走り、災害の報道が毎日のようにされている昨今です。今、テレビのチャンネルを回すと、総理後継者、そして総選挙、いろいろと話題がどのチャンネルを回しても同じような内容で展開されている現状です。

そして、新聞にも皆さん目を通されたと思うんですが、1面に1市1町の合併の記事が載っていたと思ひます。これが進展するのかもしれないのか、また微妙なところかなど、逆に進めることによって問題がまた大きく膨れ上がって、とんでもない方向に行かないように願ひ一人でございます。

それでは早速ですが、通告に基づいて質問に入らせていただきます。私は今回3項目の質問を行いたいと思ひます。1つは、今叫ばれています高齢者健康対策の一環としまして、公共施設の利用を図りまして室内でのゲートボールの設置、こういったものを設けられないかということも1つ挙げています。

もう一つは、これも最近全国的に普及が促進されていると言われていいます子育て優遇事業、この利用促進を願う。

3つ目に昨年の12月に一般質問させていただきました緑地公園、そして県の南那須養護学校、この4月1日から学校名が変わりまして特別支援学校というような名前が変わったそうです。この入り口までの県道222号線から約1キロにわたるところに歩道がない。こういったものにあわせて、220号線に出る横断、そして220号の途中で切れています歩道、こういったものについての質問をさせていただきたいと思っています。

それでは、最初に室内のゲートボール場の設置について伺います。高齢者健康対策について質問させていただきます。当地域においても高齢化が進んでいます。65歳の人口が那須烏山市の人口に占める割合が26.04%というようなことで、少なくとも4人に1人以上が65歳を過ぎている高率となっています。今後もこの高齢化は急速にふえていくと考えられます。

そんな中、この旧南那須地域ではゲートボールというものが大変普及してしまっていて、ゲートボール協会のほうに確認しましたところ、協会のほうに登録されているチームというのは34チームある。メンバーは200名を超えているということです。全国的にどうなんだろうということでもちょっと調べてみました。これは文部省の調査なんですけど、平成8年、9年というまではスポーツの競技というのはテニスが一番多かった。ところが、平成8年、平成9年を超えた時点で、スポーツ競技の一番多いのはゲートボールが主となったというような調査が出ています。

この国内のゲートボールの人口はどのくらいあるのか。定かではない。200万人から400万人と言われていています。そのバックデータとされているのは日本ゲートボール連合協会、ここに審査員の登録数があるんです。これが全国で250万人もいる。この競技については大半が公共団体のものを利用してやられているのが実態です。では、その競技場というのは国内でどのくらいあるか。こんなことも調べてみたんですが、7,145カ所、これは民間ももう既に利益の出る1つの業種として1,000カ所を超えているんです。民間の場合は宿泊を兼ねて、また温泉旅行を兼ねての交流が盛んになっているというのを現に聞いております。

隣の地域的那須塩原の関谷地区というところにも民間の施設があります。ここは1カ月のスケジュールが満杯なんです。宿泊はどこを利用するかというと塩原温泉を使っているようです。そういうふうな連携プレーを使って地域の活性化をねらっているというような話も聞いているものです。

こういったものからすると、我が那須烏山地域、観光資源の少ない、こういった施設をきっかけにつなげていけば、人口の交流が図れる。こういったものもねらえるのではないかと思います。

う一人でございます。

一番いいのはゲートボールの健康効果というものは大変医学的にも裏づけされていて、このゲートボールの1ゲームのゲーム時間は大体30分ぐらいかかる。30分間のうちにゲームが終わるまでに700歩歩くとされているんです。ゲートボール競技が始まって、これは全国平均だと書いてはありましたけれども、1年ぐらいたって腰痛、肩こりというものが20%から30%ぐらい回復したという裏づけもとられている。

これはなぜいいのか。要するに一番いいのは人間関係、人づくり、こういったものに対してなじみやすいし、仲間づくりというものが容易に図れる。毎日に近い運動ですから、運動量が先ほど話したように限度を超える、体力を消耗するような過酷な運動ではない。そしてゲームですから常に攻める、こういった気持ちを向上させる。そして頭を使う。こういったものが精神面にも若さを保てる効果につながっているとされています。

この波及効果というものは、前にも話したと思うんですが、老人医療につながっていく。びんぴんころりというような合言葉を使っているいろいろな事業をやられているのが長野県とされています。これは要するに病気で寝込む時間を短くする。そして、元気な時間を長くするという、やはり健康であれば医療費の削減にもつながる。こういった面から合併をして3年、統廃合によってあいた公共施設を利用して融和融合という言葉が使われますけれども、この融和融合が図れる場所を提供するのも行政の1つの仕事だと思います。

なぜ室内か。これはだれもが理解していただけると思うんですが、やはり天候に左右されない。また、気温に左右されない。特に、冬場の体力づくりの場所としては寒い、また表に出たがらない年寄りを表に出す。やはりそういったものがあるのではないか。この波及効果というものは後期医療に数字としてあらわれているんです。全国平均で65歳以上の高齢者、年間にどのくらいの医療費が払われているか。平均82万1,000円なんです。この伸び率というのは年々5.5%から6%増額されてきている。これが今話題になっている後期高齢者医療費につながっているんだと思います。

そんな中で、全国で一番お金を払っている県はどこですかということなんですが、これは九州の福岡です。ここでは1人101万9,000円、最低はどこですか、長野県の67万2,000円、この差は何と1.5倍強なんです。この都道府県別の順位を見たら、高いほうは今言いました福岡、北海道、大阪、広島、高知、栃木県はどうなんだと、全国47都道府県の中で41位とかなり低いほうなんです。

そういうようなことが多分に医療費、健康老人をつくることによって効果もあらわれているのか。医療費の高低差で内容を分析した結果、なぜこれだけの差があるのかということ。これは一概に言えないとは思いますが、この金額の約7割が入院費なんです。

入院につながらない、一番効果があるのが健康診断を受けているところ、受診率が多い県は医療費が下がっているという結果が出ております。こんな関係上、先ほどから話しているように、少なくとも烏山地区、南那須地区、1カ所ぐらい公共施設の室内ゲートボール場の設置を設けてみてはどうかということについて、市長の考えを伺います。

次に、子育て優待事業の利用促進について伺います。県では未来クラブの事業の一端としてことし1月1日からスタートしています。どういうことをやるのか、栃木笑顔つぎつぎカードという目的は子育ての家庭を県民総ぐるみで応援する。協賛企業、施設、店舗、この補助によってサービス、特典が受けられるというシステムです。この事業を利用できる対象者は18歳未満の子供さん、それとその家族、妊婦さん、その人の家族、こういった人が利用できる。

利用方法はオリジナルプレート、栃木県では栃木笑顔つぎつぎカードといったカードを持って、そういうふうな協賛施設、店舗になっているところに提示するとサービスが受けられる。こういうふうなシステムが全国に今普及してきています。

私もたまたま新聞を見ていて、北関東磐越5県知事会という年に1回開かれているようですが、その席で福田知事がこういうカードを県を越えて共有化する。こういったものを促進しているという記事を読んだときに、こんなに立派な事業がありながら、この地域の人というものはまた栃木県民が本当に皆このシステムを知っているのかなという思いを持って、各県の実際の利用状況というものを調べた。

やはりこういうふうな子育て事業、地域を挙げて子育てをしている家庭、家族を支援する立派なこういうふうなシステムをより早く利用し、そして効果の上がるものをこの地域からも起こすべきというようなことで、質問に立っているわけでございます。

こういった制度は実は平成17年からもう既に始まっていたんです。最初は石川、奈良、愛媛の3県で始まりまして、平成18年度には全国17県が参加した。そして、平成19年度になりまして、本県を含めて2府16県、全国で今38府県がこういった支援活動をスタートしています。こういった制度に取り組んでいる市町、当然そこには取り組み方によって効果がある地域、こういった格差が生じているのが実態だと思います。

1つの例なんです、静岡県では協賛施設、店舗、どのくらいが協賛しているのか。4,200、これが今全国で一番多いとされています。栃木県はどうか。2,000カ所前後なんです。その協賛のサービスというものはどうなのか。これは県によって、またお店によって随分違うみたいです。中身は商品の値引き、2%から10%ぐらいやっているところもあります。それと、買い物のスタンプといったものが受けられる。銀行関係ですと、住宅ローンの金利を下げただけ。こういうふうなものがやられている内容の1つだと言われています。

これは毎日やっているお店もあるし、企業もあるんです。月に1回というところもあります。

これは協賛する店舗なり企業なりが独自に決めてサービスすることですから、また、異なってくるのはごく当たり前だと思うんです。先ほど話した北関東磐越の知事の話の中で、私はこの記事を読んでいて本当にいらだったという言葉じゃないんです。そういうふうなものをなぜ県民にどんどんPRしないのかということです。

共有化の前に、栃木県また地域からいけば市であり町が積極的に取り組んで、そういうふうな対象者に恩恵をもたらす。そういったものを力を入れるべきではないかなというふうに思っているのが現状です。

那須烏山市ではやっていないのか。ちょっと調べてみたら、実際はこども課のほうが窓口になって今フル回転で展開していますよという回答をいただきました。でも、この優遇策は期限があるんです。県で今掲げているのはことしの1月1日です。これが平成23年3月いっぱい、3月31日まで、もう既にことしも8カ月が過ぎているわけです。この事業が恩恵を受ける期間というものは制限されているわけですから、こういったものに対してもう少し、少なくともこの那須烏山市は積極的に取り上げてもらって、そういうふうなお店を初め施設といったところの協力をいただいて、そして効果の上がる実効性のある形にしていくべきだと思います。こういったものはやはりスピードが肝心だと思います。

だから、こども課だけに窓口としてやるのではなくて、こども課は利用者に対しての説明をし、PRをしていく。そして、できれば商工観光課といった課はこの那須烏山市の観光、そして商工会、こういったところには明るいわけです。ぜひともこういうふうな1課ではなくて市の関係課を動員しても強力に進めていく必要があるのではないかと思います。市長の考えを伺いたいと思います。

既に那須烏山市の協賛企業店舗はどのくらいあるのかというと、現在は17店舗ということでまだまだ少ない。これはやはりこの前も壬生町の子育て優遇店の立て看板を予算化して、のぼりをつくって協賛店の表示をして、活性化をねらっているという記事も載っておりました。やはりそういった地域がその気になって地域の支援活動に一層拍車をかけてもらいたいと思います。市長の考えを伺います。

3点目です。先ほど話したように、県道220号線、熊田喜連川線から緑地運動公園入り口までの歩道、この緑地運動公園の奥には養護学校から特別支援学校という形に4月1日から呼名が変わりました。この学校の状況、どのぐらいの生徒数があるのか確認したところ、115名の生徒がおります。12月のときも話しましたがけれども、ここは高等科が設置されて2年目ということで、平成19年のときには19名の生徒が入った。そして平成20年に入りまして、高等科の数が40名、ということは23名が新しく1年生で入った。

当然高等科ですから、また来年も。そうすると3年生になりますと60人ぐらいの高等科の

生徒がふえる。そこに小学校、中学校という形でおります。これは推定ですが、約140名からの生徒数になると思われています。

12月の下期から8月中期まで、この間にのり面の整備、また道路ぎわにあるアジサイの伐採といったものが整備され、8月中期に約80メートルの歩道が新設され、この前、この支援学校に訪問したときに校長先生を初め教員の方に、本当に助かっておりますというようなことを口をそろえてお礼を言われた状態でございます。こういったものが一日も早く延長されればという学校のほうの希望もありました。

これは学校ばかりではなくて、緑地運動公園を利用する中学生、そして高校生が日曜、祭日、また休日に利用されていることも頭に入ると、一日も早い歩道の延長が必要かなと思います。この220号線については皆さんもまだ耳新しいと思うんですけども、藤田地区の中学生の死亡事故が発生し、今、県のほうではかなり力を入れてこの整備を進めたいという話をしております。

でも、この220号線にかかわる入り口のところにもやはり歩道がない。約50メートル強あると思うんですが、そこが途中で切れているといったような状態です。そこで、伺うんですが、残りの県道の入り口から緑地運動公園、学校入り口までの完了時期はいつぐらいになるのか。そして、先ほどから話しています県道220号線の歩道延長、多分50メートル、70メートルぐらいあると思うんですが、この辺のところの整備、特に先ほどから言っているように特別支援学校という形の県の施設にもかかわるところですので、そういった面で県に対しても強く強く要望をお願いしたい。少なくとも残りの歩道の完了予定時期といったものについて市長にお伺いするものでございます。

1回目の質問を終わります。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは13番平山 進議員から、高齢者健康対策へ公共施設を利用して室内ゲートボール場を設けては、子育て優待事業の利用促進を願う、そして今後の歩道整備について伺う、大きく3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、1項目目の高齢者健康対策としての室内ゲートボール場の整備についてであります。平山議員ご指摘のとおり高齢化が急激に進む中で、高齢者の健康対策は大変重要な施策であると認識いたしております。本市運動場施設のゲートボールにつきましては、南那須運動場に7面、大桶運動公園に2面が整備されておりまして、市ゲートボール大会は南那須運動場を中心に開催をされております。また、練習場については、各所属チームで管理をしている地域の

ゲートボール場を使用している状況でございます。

ご意見のご提言ございました室内ゲートボール場の新設につきましては、本年度設置をいたしました市公共施設等跡地利用検討委員会の調査検討の中で、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て優待事業の利用促進についてであります。栃木笑顔つぎつぎカードにつきましては、社会全体で子育て家庭を支援するため、栃木未来くらぶ事業の一環として県内全域で平成20年1月より実施いたしております。事業の内容につきましては、企業や商店等が割引やプレゼント等を店舗ごとに設定をし、サービスの提供を受けるものですが、スタート時の本市の状況は、加入店舗等が19カ所、対象世帯は妊婦、ゼロ歳児から18歳未満の児童を養育する世帯として約3,000世帯となっております。カードの配布にあたりましては、保育園、幼稚園、小中学校、高校を通しての配布、その他世帯には福祉課窓口等で配布を行うとともに、広報での周知を行い、以後、随時子ども課窓口において配布を行っております。

この事業につきましては、県民総ぐるみで結婚、子育てを支援し、家庭を築き安心して子供を産み育てることができる環境づくりの推進が図れることや、地域経済の活性化などの効果が期待されているわけでございます。

現在、本市の店舗等の加入状況は24カ所と微増しておりますが、先ほども申し上げました子育てしやすい環境づくり推進と地域経済の活性化を図るためにも遺漏のなきようカードの配布に努めるとともに、商工会その他関係団体とも連携を図りながら、事業の趣旨をご理解をいただきながら、協賛店舗等をふやしてまいりたいと考えております。

3項目目の今後の歩道整備についてであります。ご質問の件につきましては議員ご指摘のとおりと考えております。この整備促進には最大限の努力も傾けてまいりました。実績等のこともございますので、詳細報告も含めて、このことにつきましては都市建設課長より説明をさせたいと思いますのでご了承いただきたいと思います。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） 補足説明を申し上げます。本市の基幹工業団地であります富士見台工業団地、緑地運動公園、さらには栃木県立南那須特別支援学校へのアクセス幹線道路としてはご質問のありました市道富士見台工業団地線が南大和久地内から唯一の進入路となっております。

朝夕の通勤時間帯においては、通勤車両等で混雑するほかに、生産活動のための大型車の通行もあります。当路線は緑地運動公園、南那須特別支援学校が整備されていない昭和50年代に整備された道路勾配がきつくカーブの多い、また歩道が整備されていない整備水準の低い道

路となっております。

このため、平成19年度県立南那須特別支援学校の高等部が設立され、生徒や自転車による自主通学の生徒があることから、市としましても路肩の清掃、アジサイ等の剪定、伐採やのり面を木柵による土どめを行い、路肩を広くする工事に着手をまいりました。

さらに、本年度は県道接続部の危険箇所であります70メートルにおいて、土羽のり面部分に擁壁を建て、約2.5メートルの歩道を新設する工事を実施したところでございます。平成21年度からは昨年度実施しました路肩を広くする工事を実施し、少しでも歩行者、自転車が安全に通行できる環境を整えていきたいと考えております。

なお、当路線は工業団地内で行きどまりとなっております道路でございますが、平成19年度から平成23年度の5カ年間にかけて、道整備交付金事業により北側に延伸し、通称八溝ラインと称しております市道下川井三箇線に接続する道路を新設する事業に着手しております。完成後は工業団地、緑地運動公園へのアクセス、さらには特別支援学校への通学路に大いに活用され、車両等が分散されることにより、より一層南大和久側からの通行が安全になるものと考えております。

次に、2点目の県道熊田喜連川線についてでございます。南大和久交差点から熊田方面には一部歩道が整備されておりますが、富士見台工業団地入り口までの区間、約80メートルとなりますけれども、歩道が未整備でございます。この要望活動においては、昨年5月22日に栃木県立南那須特別支援学校長さん、また富士見台工業団地連絡協議会会長の連名で栃木県烏山土木事務所長に歩道の整備を要望しております。

市としましても、通学する生徒や緑地運動公園利用者の安全確保のために歩道整備の重要性は強く認識しております。このため、地権者等の同意も得て、地元南大和久自治会、富士見台工業団地等連絡協議会の連名により、早期実現を目指した要望活動を栃木県烏山土木事務所にするよう準備を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいとお願いいたします。

以上で補足答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 高齢者健康対策の1つということで室内のゲートボール場を検討するという話、いつも私は一般質問をするときに、検討するという言葉というのはあまり聞きたくないんですね。少なくともいいものなんだと、結果が出るんだ。現に全国でこういうふうな医療費の格差の原因、特に寒いところ、北海道などは冬場は運動不足でどうしても体を動かさない。そういったものから生活習慣病といったものが増加する。そして、入院患者がふえるというふうなデータも出ています。やはり年をとればとるほど表に出たくない。また、そういうふうな寒い環境の中、また暑い日、こういったときにどうしても体を動かしたくなくなる。

そういったものをいくらかでも改善する。

少なくとも野球場、ソフトボール、バレーボールにしてもテニスにしても、そういった施設というものに対してはお金をかなりかけているわけですよ。じゃあ、年寄りに対してのそういうふうな施設というものに対して、ゲートボール、今はやっていますグランドゴルフ、いろいろありますけれども、そういったものに対してはそんなにまでお金をかけていない。旧南那須地区ではほとんどが公民館の庭を使ってやっているんです。

そういった面からしたら、もう少し検討という言葉も必要かもしれませんが、こういうふうな構想で進めるといった言葉が私は欲しいんですが、市長、どうなんでしょうか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 議員ご提言の高齢化社会に対する健康施設の設置は十分理解できるものがあります。私もゲートボール大会にお招きいただきまして毎回ごあいさつさせていただくんですが、その際のあそこに参加される方は90歳を超えている方がリーダーとしてやっております、そういった意味で参加される方は極めて健康そのものでございまして、炎天下であろうが多少の寒い気候のときにも、いきいきと朝8時からやっているという状況でございまして、そういったところに参加をされる方は私もありがたい、健康づくりに役立っていることは間違いないと思います。

したがいまして、さらにこの会員をふやすという意味でもそういった施設の必要性は強く感じております。したがいまして、ただ、私どもの財政状況を考えますと、新設の室内ゲートボール場の建設というのは極めて困難とご理解いただきたいと思います。

したがいまして、今後の公共施設の跡地利用といったところを今視野に入れておりますので、検討という言葉がふさわしくないというようなことなのでございますが、どうしてもそのような言葉を使わなければならないこともご理解いただきながら、前向きに検討してまいるといったようなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 質問のときにも話したと思うんです。新たにものをつくるというのではなくて、統廃合されました施設、特に体育館、また来年には興野小学校等が閉校になる。やはりそういったところの施設を利用できないか。少なくともそういうふうな今ある施設を利用できないか。そういったものをつくることによって、ほかのゲームができないわけではないわけですから、みんな兼用して使えるわけですから、そういうふうな形で検討してもらえると、いふのであればわかりますけれども、やはりここにいる皆さんもあと何年もたたないうちに高齢者になるわけです。そういったことを考えたときに、同じ道を皆さん進んでいくわけですから、老後の健康づくりというものに対しても真剣に考える時期、また今ではないかというふう

に思うんですけれども、再利用、もう一度真剣に取り組んでもらいたいと思うんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 繰り返しになりますけれども、今、議員ご提言がありました公共施設の跡地利用がこれから大変出てまいりますので、そのような中でその活用を前向きに検討してまいりたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） きのうち私もうちへ帰って朗報が1つあったんです。大和久自治会できのうゲートボールと輪投げの試合があった。そこで2つとも優勝した。今度県大会に参加するんだというようなことで、会員の皆さんは本当に喜んでいました。こういった喜びが健康づくり、そして生きがいの1つになるというようなことも確かですので、真剣に室内のゲートボール場を1カ所でも2カ所でもつくってやって夢を与えてもらいたいと思います。

2つ目の子育て優遇について、これもこの前、下野新聞に載ったんです。この壬生町の取り組みはどんなことをやっているかという、予算化して26万円かけましてのぼり旗をつくったんです。協賛店、うちでは子育て支援していますよというお店のイメージアップを図るために、のぼり旗を協賛店に配布する。そして、お客さんを優待していくというようなことを始めた。これは6月に26万円というようなことですから、そういったある程度のお金はどこのお店が入っているんだろうという利用者がわかるような策も必要かなと思うんです。

ここでは、協賛店が114店壬生町にはあるみたいです。26万円でのぼり旗を200枚つくった。こういったもので協賛してくれているお店、そして今はやっているのは子供たちの塾、こういったところも加盟しているみたいです。そういうようなことで、やはりイメージアップをする、また那須烏山市という市が真剣に子育てに対してやっているんだなというPRにもなるのではないかなと。こんなふうな記事がこれは栃木県ではまだ数少ないですけども、愛知、静岡、こういったところへ行くと、この加盟店のシールが目につくと利用者が大変喜んでいるという記事が結構載っております。そういった面である程度予算化して市のほうでもバックアップする考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 現在やっておりますご協力いただいている表示でございますが、ポスターがA2サイズ、そしてステッカーがA5サイズ、プレート、卓上のものを店内に掲示させていただいているようでございます。したがって、今先進町のお話をされましたが、そういったところで受け皿となる店舗の意向等も十分に考慮しなければならないと思いますので、ご意見等を踏まえて市はもちろんでございますが、商工会そしてその店舗の店舗主、そういっ

たところとも相談をさせていただきまして対応していきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 何事もそうだと思うんです。やはりこういうふうな1つの支援対策という事業を立ち上げた場合に、やはりこれが効果が上がれば、この期間も平成23年3月いっぱいということではなくまたどんどん延びていくとは思いますが。でも、やはり幾らかでも協賛してくれるお店、企業、そういった施設を持っているところの人に関心を持ってもらってくればありがたいなど。これは地域が本当にそういうふうなイメージアップを図る一番大きい道具になるのかなと思います。

壬生町などはこういうのぼり旗を上げたことによって、商店街の活気があらわれているという内容になっていますので。やはりお店も恩恵が受けられる。地域に住んでいる子育ての家族も恩恵が受けられるというような1つの地域おこしにつながるというふうに思いますので、子ども課が窓口という形になっていますけれども、やはり関係課がその気になってもらって、短時間にこういうふうなものの取り組みに精力を注いでもらいたいと思います。

特に、観光協会、そして商工会、こういったところには一日も早く内容を説明してもらって協賛してもらえる店舗または施設、そういったものに力を入れてもらえればありがたい。即効性のある形にしてもらいたいと思います。

続きまして、歩道の件でございます。大変早い対応でやっていただいて本当にありがたく思っております。この前、藤田地区でおきたところの危険度というんですか、あそこは県道の道幅が狭くて前々から県土木に対して陳情をし、また地元の地権者も協力をしてもらって進めていたにもかかわらず、あのような悲惨な事故が起きた。でも、この特別支援学校にしても、ここの生徒115人というのは、あの道路をどのような形で使っているか。やはり自立するためにあの道路を使って歩いて郵便局に行く、また買い物に行くんだとか、図書館に行って勉強するんだというような、これは教育課程の1項目として、そういうふうな自立支援のための買い物、また体力づくりの歩行訓練、こういったものも入っているみたいです。

この115名の方が1週間に1回ないし2回、南大和久の道路を歩行しているというのが実態ですよということを言っておられました。藤田地区のこの前の事故があったところの学生の利用、中学生はみんな自転車で通学しているようです。藤田地区が22名、三箇地区が23名というようなことで、この藤田地区でいえば22名のうちの1名だということです。だから、危険度からすれば、やはり緑地運動公園の歩道は必要性が高いと思います。

特に、220号線の県道の歩道、これは本当に人数からいったときに、また同じような交通事故、死亡事故が発生して物事に対応するのではなくて、やはり同じお金をかけるのであれば、そういうふうな事例があるわけですから、そういったことが起きないように完成を願う。こう

いったものが地域住民を初め皆さんの思うところだと思うんです。

県に対しての要望、特に県道に携わる50メートルないし70メートルぐらいなんです。ここだけはいち早く工事を進めてもらいたい要請、こういったものにも力を入れてもらいたいと思いますが、市長、どのように考えますか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） いわゆる県道熊田喜連川線の危険箇所等については、先般に地元の自治会長さんが会長となります熊田喜連川線期成同盟会を地元でつくっておられたわけでございます。そういったところで市と一緒に強い要望を進めていた矢先での事故だけに大変残念な事故でございました。

そのようなところで、起きてしまった事故はもう二度と再発をしないということで県当局も大変重要に考えておられます。したがって、今、土地買収等に着手をしていると聞き及んでおりますので、今後とも強い要望を繰り返しながら一日でも早い歩道設置を要望してまいりたいと思います。またさらに、この市道と隣接する県道部分でございます。あの十文字から80メートルぐらい歩道が未整備でございます。これもあわせて今要望させていただいておりますので、大変県当局も財政は厳しいということでございますが、その必要性は十分に理解をしているようでございます。今後とも引き続きこの強い要望をしていきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 最後になりますけれども、私も企業人になったときに一番最初に教えてもらった言葉というのがあるんです。これは今でも覚えているんですが、皆さん、よく安全安心という言葉を使いますよね。じゃあ、安全て何ですかと言われた。答えられませんでした。皆さんは知識高い人ですから、安全とはこうだよという言葉は出ると思うんです。私は知りませんでした。安全、何ですか。これは自分を守ることなんだ。そして、人に迷惑をかけることが安全だということですね。では、安心は何ですか。やはり今、市長が言われたように、やはり自分のことは自分で守れ。そして、人に迷惑をかけるな。これが安全、でも自分を守るためにできる範囲があるわけですね。そういうふうな環境をつくってやるのが安心なんだと。今でも覚えていますけれども、ああ、なるほどなと思っております。

だから、安全安心というものは自分一人ではできない面もあるんだということです。そういったものを環境をつくるためにも、行政というものはやはり住民に向かってちゃんとした視線でものを見てもらいたい。やはり危ないよ、そういったものが発信されたときには、そこの地域でできること、また一回り大きい行政でやるべきこと。こういったものを見定めてもらって、先ほどの年寄りに対する健康増進の策、こういったものも一人でできるわけではないので、そういうふうな施設を使って、何とかそこの地域の人が元気にそして長生きしてもらえよう

策も同じです。子育て優待にしても同じだと思います。できる範囲というものは限られている。でも、それをカバーしてやるのが行政でもあると思うんです。交通対策にしても同じだと思います。

そんな意味を込めまして、ひとつ安全安心というものをこの地域からがっちり固め、そして暮らしを守っていけるような地域にしてもらいたいと思います。

質問を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で13番平山 進君の質疑は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき16番平塚英教君の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） ただいま議長より一般質問の発言許可を得ましたので、発言通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。執行部にあたりましては明確なご答弁をお願いしたいと思います。

福田総理は急遽辞職をするということで、日本中大変な混乱を来しているわけではありますが、昨年の安倍首相に引き続いてまさに無責任の極みと言わざるを得ません。内政、外交、国民生活、今大変な状況にある中でこのような怠慢、そして政治空白を許さないという立場で、私どもも全力を挙げて頑張っていきたいと考えている次第でございます。

まず、市の財政健全化判断指標の公表についてお尋ねをするものであります。地方財政をめぐる状況といたしましては、国から地方自治体に対する財政措置が大きく改定されまして、補助金、交付金等を初めとする予算が削減されているというもとで、三位一体改革、新型交付税の影響が小規模自治体ほど削減されている。その結果、住民生活にかかる公共事業予算をも減少させ、地域経済の衰退、雇用の喪失が進んでおり、民生費の削減は住民負担増により国民健康保険、介護、医療を空洞化させ、社会保障の後退、生活保護世帯の増加につながる限界集落の問題とあわせまして住民生活破壊が深刻化し、ますます地域格差を広げる結果となっております。

今日の自治体の財政危機の原因が国政にあるにもかかわらず、自治体の努力不足に求める論法によって、自治体住民を脅かすような地方自治体の財政の健全化に関する法律を昨年の6月

に制定し、各地方自治体は健全化判断比率を昨年度の2007年度の決算から公表が義務づけられたところであります。

栃木県におきましては、県経営管理部が8月4日、2007年度の財政健全化判断比率指標を公表いたしました。本市におきましても、9月定例議会に報告がされましたが、本市は2007年度健全化判断比率をどのように判断し、今後の行財政運営に生かすおつもりがあるのかお答えをいただきたいと思ひます。

また、これらの内容を説明責任を明確にされまして、徹底した情報公開、長期的視野に立った住民生活向上の施策を展開し、地域の維持発展、再生を住民とともに自助、自立によって進め、小さくてもきらりと輝く那須烏山市を目指すまちづくりに生かしていただきたいと思ひますが、市民への説明、公開をどのように考えているのか承りたいと思ひます。

次に、原油や物価高騰に対する市民生活支援対策について伺うものであります。国は減速する景気を下支えするというこゝで、総合的な対策を9月上旬をめどに策定する方針を打ち出し、高騰する原油や食料品などに対処する総合経済対策を指示したところであります。太陽光発電パネルの普及に補助を出す省エネ、新エネルギー推進対策や燃料や肥料の高騰が農家経営を圧迫しているもゝで、緊急支援対策を検討するというこゝでありますが、本市といたしましてもこれらの対策を積極的に受け入れ、さらに市独自の農業支援策や昨年も実施したところでありますが、生活弱者に対する灯油助成を今年度も実施していただきたいと思ひますが、これらに対する温かなご答弁をお願いするものであります。

3番目に、後期高齢者医療制度についてお尋ねをするものであります。本年4月から福田自公政権が実施を強行いたしました後期高齢者医療制度に日本列島を揺るがす怒りがわき起こっております。75歳という年齢に達しただけで、今まで入っていた国民健康保険や健康保険から締め出され、保険料は年金天引き、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。健康診断から外来、入院、そして終末期医療までのあらゆる段階で安上がりの差別医療が押しつけられる。こんなひどい差別医療は世界にありません。

しかも、ときがたてばたつほど、国民負担も高齢者への差別医療もどんどんひどくなっていく仕組みであります。国民の批判の前に政府与党は説明不足だったと言ひわけをいたしましたり、小手先の見直しを実施いたしましたゝが、現代版うば捨て山とも言われる血も涙もないこの制度の害悪を一部の制度見直しで解決できるものではありません。憲法25条の生存権、憲法14条の法のもゝの平等を踏みにじる希代の高齢者差別法は撤廃するしか解決の道はありません。

本年4月から実施されておひまして、既に半年近くが経過しようとしておひますが、実施2カ月目である6月12日に政府決定一部制度見直しが実施されているようでありますが、こ

の半年間の制度実施状況と制度の一部改定に伴うその内容及び県後期高齢者医療広域連合での論議や今後の課題をどのようなことが進められているのか、承るものであります。

次に、高齢者に対する取り組みであります。平成18年3月に策定をいたしました市の高齢者保健福祉計画の策定時の65歳以上の高齢者は、これは前年の10月1日現在の資料であります。65歳以上のお年寄りが8,102人で高齢化率は25.4%でありました。平成20年3月末での65歳以上が8,231人で、高齢化率が26.6%となっております。

この高齢者保健福祉計画の10年後の平成29年には、高齢化率が29.1%になるとの推計となっております。高齢者への生活支援等のサービス強化が強く求められているところであります。特に、独居老人世帯の生活と健康支援としての認知症の防止、食事、栄養の確保、安全の確認に対する支援は欠かせません。

そこで、老人世帯また独居老人世帯への支援対策について伺うものであります。第1に市内における老人世帯数の数は幾らあるのか。そのうち、独居老人世帯は幾らか。その中で介護認定を受けている方が何人いらっしゃるのか。さらにそのサービスを利用している方が何人いるのか。その費用と内容についてどのようにされているのか説明をいただきたいと思っております。

第2に、配食サービスが進められていると思っておりますが、その利用者は市内で何人いるのか。どのようにこれが進められているのか。

第3に引きこもりから認知症に進行する心配、恐れがあります。周りの方々との交流、対話を積極的に進めるために、生きがいデイサービスを実施していただきたいと思っておりますが、交通機関の利便が悪い場合には送迎等も行って、この生きがいデイサービス等の実施を進めていただきたいと思っておりますが、ご回答をお願いしたいと思います。

第4に、病気やけが等緊急事態に速やかに対処できる緊急通報システムを整備して、独居老人の安心、安全対策、孤独死の防止、病状の急変を招かない安全対策を十分実施、取り組みをいただきたいと思っておりますが、取り組み状況と現在の課題について伺いをするものであります。

次に、妊産婦健診助成についてお尋ねをするものであります。市町ごとに実施しております。妊婦健診の公費負担は、ことし4月から宇都宮市が12回、鹿沼市と上三川町は10回、栃木市、芳賀町、那珂川町が8回、小山などの3市町が7回となっております。本市を含む22市町が5回となっております。国が2007年度予算で、この健診費用も含めた少子化対策として地方交付税の拡充措置を実施しており、国の調査では全国市町村平均が5.5回となっております。本市におきましても、先進市町に並び当面那珂川町の8回を実施するように妊婦健診助成の拡充を図っていただきたいと思っておりますが、ご回答をお願いしたいと思います。

次に、裁判員制度についてお尋ねをいたします。来年5月の裁判員制度導入に向け、宇都宮地方裁判所は裁判員の候補者数の算出にあたりまして、裁判員裁判の対象となる殺人や強盗致

傷などの重大事件を2003年から2005年の3年間の平均から年間68件と仮定いたしまして、1件につき候補者を100人呼び出すということで、年間6,880人必要だということですが、来年は5月以降の実施となるために約80%の5,440人を候補者として決定して、県内有権者約300人に1人の割合で選挙人名簿の中からくじで選ばれる。県内市町村別の裁判員候補者数を宇都宮地方裁判所は8月25日付で各市町選挙管理委員会に市町ごとの候補者数を通知したと報道されているところであります。

本市の割り当て候補者数は86人とのことでありますが、今後、市の選管において人数分の裁判員候補者をどのような手順と段取りで住民の中から選出するのか、お伺いいたします。また、この裁判員制度に向けて、本市として市民に対して制度の内容の理解を広げるための周知徹底を図り、市民の不安解消と参加協力をいただくための努力を市行政としてはどのように考え、どのように進めようとしているのか、お尋ねをするものであります。

最後に、市公共施設跡地利用についてお尋ねをいたします。本年4月から境小学校と東小学校が統合し、新境小学校が旧境中学校を改築いたしまして開校しております。現在、旧境小学校、旧東小学校校舎及び跡地につきましては、防犯パトロール巡回をボランティアグループや自治会等をお願いをしているところであります。

来年4月からは興野小学校に七合小学校に統合し、その次の年には七合中学校が烏山中学校に統合される予定となっております。さらに市の公共施設跡地対象物がふえてまいります。野上小学校跡地につきましては、保育所及び公民館施設と再利用することが決定されておりますが、旧向田小学校、旧境小学校、旧東小学校と次々と市の公共施設の跡地がふえているもとの、それらをどのように利用することを進めていくのか。明確な方向づけが求められているところであります。

市当局は、これらの学校統廃合に伴う跡地を含む市公共施設跡地利用について、庁内に那須烏山市公共施設跡地利用検討委員会を設置して検討されるということですが、その検討委員会のメンバーはどのような方々で構成し、いつからこれが発足され、今までに何回検討委員会が開かれたのか。また、その公共施設の対象と位置づけている物件は市の公共施設だけなのか。それとも、県立高校統廃合に伴う県の施設も含めて検討されているのか。公共施設跡地利用の対象と位置づけている内容物と利用及び処分方法をどのように検討し、方向づけていくのか。検討委員会の答申はいつまでに議会や地域住民に示されるのか。説明をいただきたいと思っております。

さらに、検討委員会が出されました答申を議会や住民の意見や協議を経て、短期、中期、長期的展望を持ってどのように具体的に対処を図っていくのか。明確な方針を伺うことを求めまして、第1回目の質問を終わるものであります。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは16番平塚英教議員から、市財政健全化判断指標の公表についてから、市公共施設跡地利用について、7項目にわたりましたご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、市財政健全化判断指標の公表についてであります。この件につきましては、新たな自治体財政運営の基本法、地方公共団体の健全化に関する法律が制定されたことによるものでございますが、これによりまして、地方公共団体は平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付すとともに、議会に報告をし、市民に公表することになっております。

本市におきましては、過日、本議会に報告をさせていただいておりますが、健全化判断比率の4指標、いわゆる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率につきましては、早期健全化基準や経営健全化基準を下回っておりますので、現時点におきましては健全財政の範疇にあると考えております。なお、今後にありましては市ホームページ、広報紙等を市民に公表し、あわせて栃木県に報告することといたしております。

次に、原油や物価高騰に対する市民生活、支援対策についてお尋ねがございました。まず、農業支援対策についてでございますが、平塚議員のご指摘のとおり原油の高騰、物価の高騰、また米価等国内農産物の価格の低迷により、農業を取り巻く環境は、以前にも増して厳しい環境に置かれているものと認識をいたしております。

中でも飼料を輸入に依存をする畜産農家等は、世界的な穀物市場の高騰により危機的状況下にもあると思われまふ。このような中、先日も佐藤議員にご説明申し上げましたが、物価高騰の抑制などへの対応については、本市提案によりまして春季の全国市長会における国への要望事項に採用されるなど、微力ながら最大限の努力を行っている次第でありますことを再度ご案内を申し上げたいと思ひます。

こうした要請を受けて、政府は補正予算におきまして8兆円規模程度の総合経済対策を講じようとしているわけでございますが、その具体像がはっきりと見えてこないジレンマを抱いているところであります。さらに本市といたしましては、農家支援策の1つとして本来軽油取引税は道路の改修等の費用に充てることを目的とする目的税であります。農業用機械等に使用する軽油については免税とすることを国に要望してまいりました。これに対し、国も本年地方税法施行令を改正し、6月30日から農業機械の燃料として使用される軽油については免税措置を行うことになり、農家にとりましては一助になったものと考えております。

本市といたしましても、原油高騰対策、省エネ対策、環境対策及び地球温暖化対策として小

さな市町村でも取り組めるバイオマス構想、菜の花の里づくりによる遊休農地の解消、菜種油の生産等を進めていくことにしており、将来的にはこれらの取り組みが農家支援対策に結びついていくものと思料いたしております。

また、著しい財政負担を伴う農家支援対策は、本市も財政上の限界がありますことから、国、県等の補助事業等をうまく活用するとともに、JA等関連機関と連携をしながら、可能な限り農家支援対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、生活弱者対策でございますが、昨年度は年度途中の原油高騰に伴う緊急対策として石油製品の値上げにより暖房用燃料の購入に支障を来す低所得高齢者や重度の障害者の方々に対しまして、温かい灯油券を交付して灯油購入の援助を行ったところでございます。この国による財源補てんといたしまして、2分の1が特別交付税で措置をされるところでございます。今年度につきましては、国、県及び原油、石油製品の価格の動向を見すえながら、適切に温かく対応してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。この後期高齢者医療制度につきましては、制度の運用開始から5カ月余りが経過し、高額療養費支給等の給付事務の開始や保険料の本算定にかかる保険料通知書の発送等の本格的な事務処理につきまして、栃木県後期高齢者医療広域連合事務局との連携を図りながら、制度の円滑な運営のために取り組んでいるところであります。

制度の施行状況等を検証し、見えてきたさまざまな課題につきましては、与党、高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、その運用面での改善についての検討が重ねられ、それを踏まえまして、平成20年6月12日に開催された長寿医療制度見直しに関する政府の与党協議会において、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてが決定をされたところであります。

制度の円滑な運営を図るため、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、きめ細やかな措置を早急に講ずるとしたこの決定の趣旨を踏まえ、特別対策の実施について栃木県後期高齢者医療広域連合においても、所得の低い方へのさらなる保険料の負担軽減を図るために必要な条例の一部改正、また市が30日に臨時議会を開催をし、審議、議決し、取り組みを進めております。

具体的に申しますと、保険料の軽減対策といたしまして、均等割にかかる平成20年度の当面の措置として、7割軽減に該当する方を一律8.5割軽減とすることや、所得割を負担する方のうち賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方につきましては、所得割額5割を軽減することといたしております。この軽減対策にかかわる財源につきましては、国において必要な予算措置が講じられることとされ、平成20年度は特別調整交付金により全額補助されるこ

とになります。

また、特別徴収、いわゆる年金から保険料天引きとして納付方法については、要件を満たす場合については申し出によりまして口座振替による納付普通徴収が選択できることとなりました。この選択肢ができたことによりまして、7月中旬に那須烏山市の保険料徴収対象者全員に対して、個別通知により広報周知を実施いたしました。当市におけるこの申し出件数は8月25日現在で63件でございます。これらの特別対策の実施により、所得の低い方への保険料負担軽減は図られておりますが、年度途中の保険料減額に伴い徴収方法が変更になる方が多く発生をし、この影響に関する内容説明にあたりましては、個々の状況により異なりますことから、複雑化した徴収方法を高齢の方に説明するための窓口対応につきましては鋭意努力をしているところでございます。

今回の特別対策は保険料に関するもののほか、診療報酬について終末期相談支援料の算定凍結、各種事務事業の広報等のわかりやすさ、見やすさへの配慮、保険事業関連での健康増進への取り組み促進、今後事務取り扱いが発生するであろう資格証明証の運用に対する留意点の提示について示されたほか、さらに検討すべき課題も挙げられ、制度の充実が期待されているところでございます。

栃木県後期高齢者医療広域連合事務局では、資格証明証の運用については県内市町各窓口の適切な対応ができるよう、その取り扱いに関する要綱等を整備するために、担当者レベルでの協議が進められているところでございます。悪質滞納者に限った適用が徹底できるよう、要綱等を整備を進めてまいります。

いずれにいたしましても、制度が有効かつ円滑に運用できますよう栃木県後期高齢者医療広域連合と協力をし、被保険者の目線に立った丁寧な広報周知、窓口対応を心がけて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、高齢者対策についてでございます。那須烏山市の平成19年度末現在の高齢化率は議員ご指摘のとおり26.6%でございます。全国平均を上回り、高齢化の進展に伴いましてさまざまな問題に直面をしている状況でございます。このような中で、高齢者が住みなれた地域でその人らしく安心して暮らし、できるだけ長く元気でいられる社会を築くことが強く求められています。

このため、本市におきましては高齢者福祉施策を統合的に推進をするために、その指針といたしまして、平成18年度から平成20年度までの3カ年を計画期間として那須烏山市高齢者福祉計画を策定いたしました。内容の概要ですが、介護保険制度の新たなサービスの利用促進、介護予防、生活支援の充実、地域密着型サービスの推進体制の確立を重点目標に掲げた計画となっております。

また、社会福祉協議会も市同様に地域福祉活動計画、この計画期間は平成20年度から平成24年度でございますが、これらを策定し、引き続き高齢者の生活支援の充実を行うものでございます。ご質問のありました計画の中での具体的な高齢者の生活支援事業につきましては、健康福祉課長より補足説明をさせますのでご了承願いたいと思います。

次に、妊産婦健診助成についてお尋ねがございました。母体や胎児の健康確保を図る上で健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところでございます。また、少子化対策の一環といたしまして、健康診査費用の負担軽減を図るためにもご指摘のとおりであると考えております。

現在、妊婦一般健診検査は、平成18年度末に国の通知でこの妊婦健診検査の公費負担の望ましいあり方が示され、妊娠週数に基づく5回の公費負担を実施いたしております。また、毎年年度当初に各市町が県医師会、県病院医師会と委託契約を締結をして、医師会会員である医療機関において健診が行われております。

平成19年度の妊婦健診受診の状況を見てまいりますと、約2割の妊婦の皆さんが妊娠後期に経過観察または要治療となっております。そのうち8割は貧血が原因となっているようがあります。妊娠に伴う特に貧血などは胎児の発育に影響し、母体の健康を損なう場合があります。平成19年度の体重別出生数では、1,000グラム未満が県に比べて高い状況にありました。

そこで、病気の早期発見、早期対応ができるよう、平成19年度から公費負担を2回から5回にふやし、安心して出産が迎えられるよう支援を図っているところでございますが、35歳以上の妊婦届出が平成18年は12%と近年ふえる傾向にございます。妊娠中の健康管理に教育相談の充実が重要であることが想定されますので、つきましては一層の母子の健康増進を図るよう、来年度からは妊婦一般健康診査の回数をふやす方向で検討してまいりたいと考えております。

次は、裁判員制度についてお答えを申し上げます。ご案内のとおり、裁判員制度につきましては裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定に基づき導入されるものでございまして、同法は一部を除き平成21年5月21日より施行されることとなっております。同法の導入の趣旨といたしましては、国民の皆さんが裁判に参加することによって法律の専門家でない人たちの感覚が裁判の内容に反映されることにより、裁判自体が身近になり司法に対する理解と信頼が深まることが期待されております。さらには、自分を含めた社会について考えることにつながり、より社会への第一歩になることを期待を込めております。

そこで、裁判員が参加をする事件の代表的な例を挙げますと、まず人を殺害をした場合、殺人、そして強盗は人にけがをさせ、あるいは死亡させた場合、強盗致死傷であります。さら

に人にけがをさせ、その結果死亡させた場合、傷害致死であります。さらにひどく酒に酔った状態で自動車を運転して人をひき死亡させた場合、これは運転危険致死などの刑事裁判となります。

裁判員の対象となるのは衆議院議員選挙の有権者から選ばれることになりまして、選挙人名簿から向こう1年間の裁判員候補者を無作為に選び、裁判員候補者名簿が作成されます。当該名簿の作成にあたりましては、選挙管理委員会書記局のほうで対応することとなっております。

そして、事件の審査が始まる前にその名簿の中から、さらに無作為抽出により当該事件の裁判員候補者が選ばれることになっております。ちなみに本市における裁判員候補者の割り当て員数を試算してみますと、裁判員制度の対象となる事件の有無により上下することとなりますが、本年6月2日の選挙人名簿登録者数2万5,734人の対象者のうち1年間で50人から100人程度が裁判員候補者として呼ばれることが想定されます。

議員のご質問でございますが、本市では既に昨年11月26日、烏山公民館において市民、市職員を対象に、宇都宮地方検察庁の前田検事を講師といたしまして、裁判員制度についての市民講座を開催いたしました。この一般の市民の方の参加は残念ながら少なく数名でありました。市職員は約80名が受講させていただきました。

裁判員制度の導入そのものが国策ということもございますが、行政を担う立場といたしましては最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会と同一歩調をとりまして、市広報等を通じての周知を図るとともに、県との連携をとりながら、市民に対してこの裁判員制度にかかわる研修会を改めて開催するなどの手段を講じてまいりたいと考えております。

7項目目は市公共施設跡地利用についてであります。本市において、現在、少子化等の進展に伴い、学校施設や子育て支援施設等の統廃合が積極的に進められており、この進捗に伴う廃校等の跡地利用のビジョン策定が重要な政策課題となってきております。ご案内のとおり、平成20年度からは合併後初となります市総合計画、ひかり輝くまちづくりプランがスタートをしたところでございますが、この計画の目玉は、人口減少を最小限にとどめるための定住促進対策や企業誘致等による経済基盤の強化、また行政サービスの向上及び行政の効率化につながる行政サービスの機能の再構築などでございます。

この実現にあたりましては、義務教育施設等の統廃合に伴う廃校等の跡地利用や県有施設も含めた主要公共施設跡地等の効果的、戦略的な活用方策が強く求められているところであります。このようなことを踏まえ、先日、佐藤議員にもご説明を申し上げましたが、本年度から内部に公共施設等跡地利用検討院会を設置し、これら跡地の具体的な活用及び利用計画策定の羅針盤となる公共施設等跡地利用基本方針を策定していきたいと考えております。

なお、今後のスケジュールでございますが、まずは本市独自の判断で可能なものについては議会に対して利用基本方針案を説明申し上げるとともに、地域懇談会を実施し、住民の意見を踏まえつつ年度内に利用方針を確定をし、平成21年度以降、売却手続き、具体的計画の作成に着手をしまいたいと考えております。なお、県等の動向など本市独自で判断できないものにつきましては、第2弾として適時適切に方針化を図ってまいりたいと考えております。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、4番の高齢者対策につきまして補足説明をいたします。

先ほど議員から質問のありました第1の老人世帯数、それから独居老人世帯数等についてお答えをいたします。まず、独居老人世帯につきましては630世帯、あわせて高齢者のみの世帯が588世帯、あわせて老人世帯といたしましては1,218世帯でございます。

次に、その世帯の中で介護認定を受けておられる方といいますと、ピックアップをしなければいけませんので、介護認定を受けている方全体の数字でご報告させていただきます。全体の介護認定者数は1,080人でございます。したがって、独居ならびに老人世帯の老人の方はそのうち数ということになりますが、これは後日ピックアップをしたいと思います。

それから、その介護保険を利用しておられる方ですが、当然在宅ということになりますので708名、これも全体の数字でございます。それから、その費用でございますが、在宅の介護保険料でございますが約7億8,000万円ほど在宅での介護給付費がかかっております。

それから、配食サービスにつきましては、健康福祉課と社会福祉協議会で実施しております。健康福祉課につきましては、1食300円でございます。年間48回、ほぼ毎週1回でございます。年度末の人数が35名となっております。それから、社会福祉協議会で実施しておりますのは月に1回でございます。これは無料でございます。人数等については現時点ではわかりません。

それから、次の生きがいデイサービスです。その利用でございますけれども、いわゆるサロン等の送迎でございますが、実利用者数が135名、利用回数は281回となっております。それから、生きがい活動事業といたしまして、いきいきサロン等を実施いたしました回数は281回になります。延べ利用者数は2,986名になります。

平成20年からは、いきいき生きがいサロンと言いまして、各自治会ごとにサロンを設置していただきまして、こちらから職員を派遣して、小さいサロンですけれども、そういうサロンを実施して今どんどんふやしている最中でございます。

第4の病気やけが等に対する緊急通報体制でございますけれども、現在84台設置してござ

います。独居老人の方が主でございますけれども、現在の課題といたしましては、高齢者でございますので、利用の仕方がよくわからなくて呼び出し等をしてなかなか出なかったり、そんな課題がございます。

それから、そのほかにもたくさん支援事業といたしまして実施しております。虚弱高齢者等に対する家事援助とか相談助言等をする生活支援ホームヘルプサービス、軽度生活援助事業、そのほか訪問理美容サービス、散髪とかそういったものです。それから、寝具類の洗濯乾燥サービス、さらに寝たきりの方に対するおむつの給付サービス等、もう一つちょっと変わったところでは、温泉入浴券を65歳以上の方には交付しております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時57分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 質問をしたいと思います。まず、財政健全化判断指標の問題でございますが、栃木県の場合は県の貯金を取り崩して普通会計を黒字にしたため、健全という判断ですが、貯金が底をつく2009年度以降、財政が赤字になる可能性があるのではということ、来年の予算編成で歳出削減を強化するというようなことでございます。

我が那須烏山市は、数字が国の指標から見てそれぞれ下回っているのが、健全ということなんですが、実際県のほうの今までの取り組みがどういうことだったのかわかりませんが、事業をいろいろやってきてそのために財政が底をつくということもありますが、我が烏山の場合にはそれほど目立った事業をやっていないのに、財政の収入についてもこれから先、それほど大幅に見込めるわけではないのに健全ということ、その健全ということだけが市民の間に出回ったりしますと、やはりこのような弱小自治体にとっては実際にもっともっと緊縮財政あるいは市民の力を借りながら、協力を得ながら、市民参加の持続可能ながやく那須烏山市をつくらなければならないわけですが、脅かす必要はありませんが、単に健全という言葉がひとり歩きのような、手をこまねいていても大丈夫みたいだというふうになっては困りますので、その辺市長はどのように考えているのか、ご回答をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この総務省から示された健全化判断比率の指標は大変大枠をとらえておりますので、その中の範疇にあるというふうに私は考えておりまして、これが総務省の指

標からすると健全というふうなことになるわけですが、決して私は安閑としておられない。やはり公債費比率を見ましても、イエローゾーンに近いということもございますので、今後とも自主財源比率を伸ばしてさらに経費を削減して、できるだけその間の利益率を高めるといったところに邁進をしていかなければならない。さらにこういったことをさらに公表することを機に、さらに気を引き締めてかかっているといかなければならないと考えております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そもそもこの財政健全化法は夕張を起点とした地方財政破綻をしたところを1つの理由にして、どこの地方自治体もそうなるんだと、自分で努力しろというような上からのお仕着せの指標なんです。なおかつそれも人口の多いような自治体も、中山間地にあるような本市のような市町も同一指標で評価するということ自体にいろいろと無理がありますし、その事業1つとっても少子高齢化が進んでいるような本市にとって医療、福祉、教育とかそういうものにお金がかかるわけです。そういうものと産業がしっかりしていて税収がうんと入るようなところを一面的に同じ指標で見るということ自体にも大きな問題があるし、国、県の関与で地方自治を決定権を制約するようなことにもなりかねないということで、私は問題をいろいろ考えるわけですが、いずれにしてもこの数値ひとり歩きという国の統制下の仕方に問題があるというふうに思います。

しかしながら、その一方で、このような指標について自治体財政について住民の皆さんが関心を持つことは明らかです。これを住民の皆さんが行政に対して関心を持っていただく、参画をしていただくというチャンスというふうにとらえて、そして情報公開を徹底する。そして、住民の皆さんの参加、協力を得られるような形で地域の持続発展、再生を進めていくようなまちづくりを進めるべきだというふうに思うんですが、そういう指標として大いにこれを生かすということでは市長はどのような考えでしょうか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほど前段平塚議員述べられましたけれども、私的な意見から申し上げれば、こういった画一的な国の指標のあり方というのは1つ懸念というのは、格差がこれ以上広がってしまう懸念も実はあります。1,810の自治体、一律でこういった評価を公表いたしますと、俗に言う格付けというのが行われます。そういう中で格付けが行われる。さらにそういったところは限界集落になり、過疎化を招く。町村もさらに格差を招いてしまうような懸念も実はこのことによってあると思っています。

したがって、こういったところは今言われるように、都市部とこういった農村部といったところを同じような指標にしていいかということには私は疑念を感じておりました。しかし、国策でこのようなことで義務でございますから、この報告をする。このセーフティー内の範疇だと

ということでございますから、これを徹底をして住民には情報公開をして、こういった機にさらに健全財政に向かって市民も行政も一体となってそれに邁進をしていく。こういったスタンスをとるべきだろうと思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ありがとうございます。続きまして、原油や物価高騰に伴う市民生活を支援する施策についてお尋ねするわけですが、本来陣頭指揮をとらなければならない福田総理が途中で辞任をするということで大変なことになっているわけですが、さりとて市民生活は本当に限界のような状況にあることは明らかだというふうに私は思うんです。そういう点も市長会等を通じて国民生活、市民生活をしっかり守り支えるのが国政の務めだということで支援対策を強く求めていただきたいと思うんです。

そこで省エネ対策についての補助というのを計画されているようでございます。太陽エネルギー発電のパネル等への補助ということでございますが、こういうものにつきましては地域経済の事業を活性化させる1つの起爆剤にもなるのではないかなというふうに思うんですけれども、前にも紹介しましたように、茨城県の常陸太田市等でもこのような太陽光発電についての助成をしているというようなこともございますので、もし国のほうでこれを積極的に取り入れるということであれば、市も一緒になって何らかの推進、補助を検討していただきたいと思うんですが、その点については市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 国策でこのようなことが具現化されるということであれば、当然市としてもそれなりの応分の負担をすべきだろうと考えております。促進に向けて対応してまいります。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） なお、農業支援対策や生活弱者の灯油関係の助成につきましても積極的に実施されますようお願いするところであります。

続きまして、後期高齢者医療制度についてお尋ねをするものであります。この件に関しましては、国民の大きな批判の中で政府与党も急遽見直しをせざるを得なかったわけでありましたが、先ほど市長のほうからも説明がありましたように、それぞれ後期高齢者の対象者に対しまして保険料の支払い方法の変更というような文章を配布されまして、いわゆる本人だけでなく世帯主あるいは配偶者がいる場合は一定度の収入があれば、世帯主または配偶者の口座から口座引き落としで納付することができますよとか、そういうような内容なんですけれども、実際にこれを後期高齢者4,728名の方に送付されたそうでありますが、実際に変更の申し出があったのは63件というようなことであります。

これは8月15日までに申し出をしなければ10月の年金の後になってしまうということで、非常に時間のない中でしかも説明がこんな紙1枚でやっているというような状況の中で、こういうのが発生しているのではないかなというふうに思うんですが、これは2カ月に一度年金が支給されると思いますので、10月でなくてももっと人間的な周知徹底を図りながら、これらの制度の中身を伝えることをお願いしたいと思います。

さらに、先ほどの市長答弁の中にもありましたが、今度の政府の見直しの中では均等割軽減世帯が10月以降徴収を行わない。7割軽減世帯が8.5割になったというようなことですね。それと、所得率を一律50%軽減する対象が出たわけですが、これについて県全体では大体の措置が出ているようでございますが、本市については均等割7割軽減世帯の軽減あるいは一定の年金収入者の所得割の一律50%軽減の対象はどのぐらいの数字があるのか。もし発表できればお願いしたいと思います。

さらに、これは県広域連合のほうだと思うんですが、この後期高齢者にあわせて重度心身障害者の65歳から74歳の方が強制的にこの後期高齢者に入らせられるというような問題があったんですが、これは全国的にも批判がありまして、本県についてはこれはそういうふうにはならなかったわけですね。そして、重度障害者については、1割の本人負担にするということになったそうですが、全県の7市町では全額補助すべきではないかということで検討に入っているようでございます。これについては広域連合ではどのような論議があったのか。那須烏山市については、重度心身障害者の医療問題についてはどのように取り組まれる考えなのか、その辺についてご回答をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） 軽減関係についてお答え申し上げます。7割軽減から8.5割軽減にいったものが当初賦課ベースでおおむね1,478人程度になる予定でございます。

それから課税所得が58万円以下で所得割が5割軽減になる方が約340名前後というふうになっています。これはまだ確定してございませんので、ご理解いただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それでは、重度心身障害者医療費助成制度についてお答えいたします。

これは重度心身障害者の方につきましては、65歳から後期高齢者医療制度に加入しなければ1割負担はかかるわけですが、その助成は受けられないという制度でございました。したがって、本市といたしましても、4月から65歳から74歳までの方につきましては後期高齢者医療制度のほうに移行をお願いしてきたわけでございますが、このたび県のほうでそ

の1割負担につきまして、65歳から74歳までの方につきましても1割分は助成しますという制度に変わったわけでございます。

したがって、ほかの保険、社会保険等に扶養で入っていらっしゃる重度心身障害者の方につきましては、3割負担の中の1割は県の助成が受けられるということでございますので、残りの2割分につきまして現在ほかの市町のいろいろな状況を見まして、どの程度の負担をすべきか。全額負担にすべきか、多少の負担にすべきか。それとも負担すべきでないのか。公正、公平の見地からその辺をよく検討いたしまして、これから結論を出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今回の重度心身障害者の医療費の問題ですが、65歳から74歳の重度心身障害者の人数はどのぐらいいるのか。もしわかれば。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） それではお答えいたします。現在21名の方が該当しております。その中で20名の方は既にほかの医療機関から後期高齢者医療制度のほうに移行してございます。したがって、1人だけはまだですが、助成の内容によりまして再度ほかの医療機関のほうに戻る方も出てきようかと思っておりますので、その辺は該当する方に通知を差し上げまして選択の自由ができるように計りたいと考えております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） この後期高齢者の問題につきましては、全国の医師会等も大変な批判をしております。特に主治医による包括医療、後期高齢者診療は非常に問題があるということで批判が強まっているわけでありまして。さらに、この後期高齢者医療制度の保険関係は先ほどの話ですが、実際の診療の中では診療抑制を強くすることが基本で、医療費をかけないようにするというのが目的でございますので、そういう意味で非常に終末期医療とか予防医療とかいうものにはお金をかけないということでございますので、血も涙もないということで非常に批判を受けているわけでございます。

これについてはまだまだ国民的な批判がございますので、私どももこれをもう一度ストップさせて、本当の血の通った温かい医療制度に切りかえていくために大いにこれは批判をして、この後期高齢者医療制度はやめさせて平等の医療に変えていくために頑張っていきたいというふうに思います。

次に、高齢者対策についてでございますが、高齢者保健福祉計画は来年の4月に改正を目指して見直しをするというようなことだと思うんですが、介護保険についてもやはり見直しの時

期になるのかなというふうに思うんですが、私が聞きたいのは平成18年につくった後期高齢者福祉計画が当初の決定方針どおりに着実に進んでいるというふうに考えているのか。その辺の考え方と見直しをどのように進めるのかご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 今の高齢者対策の高齢者福祉計画につきましては、本年度中に見直しを行う予定でございます。3年前の計画時点から比べますと高齢化比率も予想以上に進んでおりまして、見直す部分がかなりあると思います。それにつきましていろいろな事業につきましては、おおよそ計画どおりに進んでいるのかなと思っております。

さらに、介護保険事業計画につきましても3年に見直しをするところですけれども、今回の見直しにつきましては大幅な見直しではございません。前回の見直しが介護にならないような予防対策が主でしたので、大幅な計画の見直しがありました。今回は大幅な見直しはございませんので、介護保険料等の見直しを中心に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 当然介護保険の見直しとあわせて市の高齢者福祉計画が策定されると思うんですが、前回の国の介護保険の改悪によりまして、保険料は重く、そして介護の認定は要支援1、2と、要介護が1から5まであるんですね。しかし、介護保険の適用になるのは要介護1の一部からということで、認定者が市内全部で1,200人いるんです。そのうち要介護1、要支援2、1と合わせますと約500人、つまり1,200人のうち500人弱は介護保険の適用外なんです。それが私は非常に問題だというふうに思うんですが、そういう中で全国でもこういうことが非常に問題になっておりまして、前に介護保険で適用されたものが介護の制度の改正でベッドとかいろいろな器具が取り外されたりということで問題になっております。

しかし、これもあまり批判が強かったので、担当医とか主治医とかそういう専門の方の助言があれば見直すということにもなっております。したがって、今度の3年ごとの見直しはやはり制度上救えるものはぜひ救っていただきたい。なおかつ言いながらも国の制度をやっているわけですから、運営主体は市町村ですが、介護保険の適用外としても、それはやはり市の福祉協議会あるいは地域包括支援センター、市の福祉行政、そういうものと相まってできる限り高齢者の介護福祉を支えていただけるような方策をとっていただきたいと思うんですけれども、そういうことで国の制度で救えないものは、行政と福祉関係の方々と市民の福祉ボランティアも含めてこれを支えていくという体制をとっていただきたいと思うんですけれども、市長はこの点についてどのような見直しを図っていくのか、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほどの高齢化率が26.6%という報告をさせていただきましたけれども、今問題となっております老々介護が大変これからもふえてまいる。さらに独居老人の世帯も大変ふえてまいる。そういったところに対する介護というのはこれからも大いにふえるだろうと思っておりますし、この第4期介護保険が平成21年度からまた見直しの中で行われると思っておりますが、今後高齢化率とともに、やはり本市においてもそれについては十分でき得る対応はしなければならないと強く感じておりますので、この第4期介護保険計画の見直しと同時に、そのようなところで救える部分はできるところで対応していきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 制度そのものも私どもは市民の運動によってなるべく介護の負担は軽く、サービスは中身のあるものに変える努力はしますが、介護保険の適用外にされたケースがあったとしても、この地域包括センターとか福祉協議会とか行政の福祉関係も含めて、これらの介護保険から漏れた高齢者を介護難民としない地域ぐるみの温かい福祉体制をつくっていかなければならないと思います。地域の福祉ボランティア体制づくりも進めながら、この市の高齢者福祉計画を見直し、希望の持てる福祉にしていきたいと思っております。

次に、妊婦健診の助成についてでございますが、これについては先ほど市長のほうで説明されたとおりでございますが、ぜひきょうの新聞にも那珂川町と相手がどう考えるかわかりませんが、広域行政は組んでいるわけでございますが、宇都宮まで本当はやっていただきたいんですが、そこまで財政が、これは相談になると思うんですが、やはり本当に子は宝でございます。地域のこれからを担う大きな力になるわけでございますので、ぜひともせめて那珂川町の回数に肩を並べられるように来年度努力していただきと思うんですが、これについても一度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この少子化対策の中で妊婦健診医療は大変重要な位置づけだと思っておりますので、来年度はそのようなことで間違いなく回数をふやすことは確認させていただきますが、回数等については今ご指摘のご意見も踏まえながら真剣に対応していきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 続きまして、裁判員制度についての質問でございますが、先ほどの答弁の中でなかったのは、既に86名の候補者選定ということで通知を受けているわけですが、本市としましては86人がどのような方法で選定されるのか。新聞報道によりますと、コンピューターによる無作為抽出というようなことなんですが、これは一見公平に見え

ますが、果たして適格者かどうかということについての判断は難しいし、プライバシーの問題も出てくるんですが、私は非常に体が不自由なのに、あるいは病気で入院しているのに選定されてしまったというようなことになると、これも大きな問題になるのかなというふうには思うんですけども、その辺、当面選定はどのような方法でどのようにして、そして宇都宮地方裁判所のほうにその名簿を提出するようなことになるのか。もう一度ご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 裁判員制度につきましては、抽出する方法につきましては6月の補正予算で百十何万円のシステム購入の予算をつけていただきました。そのシステムによりまして、本市の場合は86人という数字が出てまいりましたので、その86人を選ぶシステムが動きます。それで、定時登録が年4回ございますが、最新の9月2日の定時登録の選挙人名簿を対象にしまして、そこから86人を無作為で選びます。それはシステム上選ぶこととなります。

今、議員がご指摘になりました適格者、不適格者という話がありましたけれども、裁判所のほうではとりあえず市町村から届いた予定者名簿に基づきまして考査名簿を作成しまして、対象者に候補になりましたよという通知とあわせて調査票を送る予定でございます。その調査票の中には恐らく職業とか何かという質問項目があるかと思えます。そういったものについて整理しまして、裁判所のほうでは候補者名簿を整理するという流れになります。

その中で、なっちはいけない方とか、1裁判につき50名から100名ほどの方に呼び出し状がかかりますけれども、その段階で70歳以上で健康が悪いので行けませんというような辞退をする項目があるんです。そういったものにつきまして裁判所のほうで調整しまして裁判員を選んでいくという流れになります。

以上です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市民レベルから言いますと、この裁判員制度については泥縄で全くあずかり知らないところで勝手に決まっちゃったということで、テレビや新聞等ではよく報道されていますが、実際にはどんなことをやるんだろうと、もし頼まれればそのときには辞退しようと思っているのが実情だと思うんです。そういう意味で行政がどこまで司法のお手伝いをするのか、それも非常に難しい問題ですが、そういう市民の不安については解消しなくちゃならないという責任があると思えますので、その辺の周知徹底についてはどのように考えているのかももう一度ご回答をお願いします。短くお願いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 先ほどの当初の市長の答弁の中で、市職員を対象に研修会を開いたという話をしましたけれども、もう一つつけ加えさせていただきますと、本年7月9日に公民館事業の中の一環でありますライフアップセミナーというものがあります。そのライフアップセミナーで宇都宮地方検察庁のほうに30人ほどの市民の方が伺いまして、実際、裁判員制度についての研修を受けてきた。どういうものか理解してきたというふうなこともございます。

ちょっと耳にした話ですが、その受講者の中の方が地元のほうにもそういったものを広げていきたいというようなことで、地方検察庁と連絡をとりながら、地元自治会の方と公民館の事業として研修会を開催するという話も聞いております。あわせまして、市としましても各種集会、学級講座等がございますので、そういった中でも積極的に裁判員制度についての周知を徹底していきたいというふうに思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 実際に動きだせばもっともっと問題になるのかなと私は思うんですが、やはりこういう大事な制度は泥縄ではなくて本当に納得のいくような周知徹底をしながら進めるべきではないかなというふうに思います。

最後に、市の公共施設跡地利用について質問したいと思います。先ほど1回目の質問の中で庁内に設置されました公共施設跡地利用検討委員会はどのような構成メンバーで、いつ発足をして、これまで何回の会議を持たれたのか。今後どのような会議をして、いつまでにある程度の骨子というか試案をまとめるのか、その流れについてご説明をしていただきたいと思います。

さらに、対象となる公共施設はどのようなものなのか。一覧表は議会のほうに出せるのか出せないのか。とりあえずこのような事を今検討していますという、その辺も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 公共施設の跡地利用関係についてでございますが、7月に内部の検討委員会を立ち上げました。委員長に副市長ということで、ほか各課の参事、課長、局長を含めてすべての課長等でございます17名で構成をいたしております。

今後の予定でございますが、現在、各施設等の現況、それから課題、問題点等を各課に調査依頼してございまして、それらのとりまとめを現在行っているところでございます。今後年内12月までに3回会議を開く予定にしております、12月にある程度中間のとりまとめができるのではないかなというふうに思っております。年が明けまして1月中にはある程度の素案をお示しができるのかな。さらにその後、年度内いっぱいになります、3月には議会の皆様にご説明を申し上げたい。そして、地域の皆さん方にもあわせて説明会を開催し、市民全体に

対しましてもパブリックコメント等を実施をしていきたいという考えでございます。

なお、検討する施設等につきましては、一覧で現在、各課で先ほど申し上げましたように調査をしておりますので、どういうものかという関係につきましては9月に開催する予定にしておりますので、その時期までに対象施設等が全部出そろうのかなというふうに思っておりますから、現時点ではまだ調整しておりませんので、できましたらお配りしたいというふうに思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そういうことをお願いしたいと思います。そこで、もう一つはこの間、市長が全員協議会のときにお話しされました全部を一緒に同じ速度でというのではなくて、即決して進めなくてはならないものと、計画に沿って長期的な展望を持ってというような、中身によっては短期、中期、長期と分けなければならないような利用についての検討の仕方が必要かなというふうに思うんですが、その辺はどんなふうに考えているのか。これは市長でもいいし、担当課長でもいいですが。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 今、各課の、前にやった跡地利用を一部お示したところがございますが、時代も変わっておりますし、また範囲も広がりましたので、再度市としての跡地利用を今、各課に検討課題等を取りまとめているところでございます。したがって、その状況によって、これから市内の基本的な素案、方針を出すわけでございますが、議会にお話を申し上げます。それから市民にもお知らせし、地域懇談会、パブリックコメントも行いますよということも含めて、当然市の考え方としての中長期的なそういうことも出ようかと思いますが、市民の要望とかそういったことにあわせると、それが短期のものが中期に行くとか、長期のものが短期に来るとか、そういったものは調整して3月に結論を出してまいりたいという考え方でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 最後に、私はどうしても公民館にこだわります。野上小学校を改修して保育所と公民館にするんですが、単に名前にこだわっているのではなくて、地域公民館活動と公共施設は全く別な次元で考えてもらいたい。例えば七合の公民館と言われているものがありますが、あれは農業関係の土地改良の事務所か何かで初め発足したんです。その後、土地改良がいなくなったのでそこを公民館に使ったので、公民館活動はそれ以前からあったんです。境の公民館も同じです。

私が言いたいのは、何もこれから境については小学校があるわけです。公民館活動は境小学校を拠点として、子供たちも含めて地域が一緒になって文化祭でもスポーツ活動でも何でもで

きるわけです。七合だって、それでは今度野上小学校を改修して公民館をつくったから、七合中学校を今度鳥山中学校にいつてあいたから、あそこを今度は野上小学校と同じように地域公民館に改修してくれというふうになったときには、それに応じるつもりですか。そんなむだ遣いをすれば最初の財政危機に戻ってしまうんですが、そういうことになっては困るので、やはり公共施設と公民館活動は別だよということを理解していただきたいんですが、それについての考え方を伺いたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） そういう考え方だと思いますが、先ほど跡地利用検討委員会の中でも、例えば生涯学習課のほうで公民館活動はどうあるべきかということも、お話がございましたように公民館活動運営委員会などのご意見も賜りまして、今後の公民館活動はどうあるべきか。それから当然公民館の施設利用については、これから跡地利用検討会で十分検討してまいりたいと思います。

○議長（水上正治君） 平塚君の質疑は時間が来ましたので終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時54分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき17番中山五男君の発言を許します。

17番中山五男君。

〔17番 中山五男君 登壇〕

○17番（中山五男君） 今期定例会は開会以来3日目になりますことから、議員並びに執行部の皆さん方には大変お疲れのことと存じます。しかし、本日の一般質問も余すところ2名となっておりますので、しばらくのご辛抱のほどお願いを申し上げたいと思います。

なお、今回の私の質問時間を1時間としまして申告いたしましたので、その時間内で終わるよう努力をいたしますが、少々延長することも考えられますので、その節はご容赦願いたく議長に申し上げます。

では早速質問に入らせていただきます。まず、市職員の人事管理について質問いたします。そのうち女性職員を管理職になぜ登用できないのか、その理由についてお伺いいたします。この質問は女性職員に対し市職員としてさらなる喚起を促したいことと、女性管理職が誕生し職場に新風を吹き込んでいただきたく希望を持ちながら質問するものであります。

男女雇用機会均等法により、市職員も男女の均等は雇用の機会だけでなく勤務している間の

処遇も均等でなければならぬはずであります。しかしながら、本市の状況を見ますと、全職員310名のうち女性職員は125名の40%を占めていながら、管理職と称される参事及び課長は皆無であります。この事実からして、男性職員と女性職員を比較するならば、決して均等でないものと受けとめております。

現在、参事、課長の席は16名でありながら、女性はゼロ。さらに次期課長と目される主幹においても女性は1人もおりません。主幹の次の職名、課長補佐におきまして事務系女性職員8名、ほかに保育所等の現場の女性職員は6名にとどまっております。

女性は管理職として指導力及び政策能力等に欠けている点があるとするならば、採用時に問題はなかったのでしょうか。また、勤続している間に女性職員に対する研修と市長の配慮が欠けているために管理職に育たなかったのかとも受けとめております。

例えば女性職員が県庁等へ派遣され、外部の知識を得ることもございませんので、今後は優秀な女性職員に対し、ぜひ男性同様研修の機会を与えるべきと存じます。機会を与えないで、管理職として能力が不足していると決めつけるのはいかなるものかと存じます。

市長、ご存じのとおり、先月、野木町におきまして県内初の女性町長が誕生しました。全国には女性の知事や市町村長が何と21名も活躍しているそうであります。でありますから、大谷市長には本市女性職員の能力を引き出し、さらに女性の優しさや細やかさを市政に反映させるためにも優秀な女性職員を養成して管理職に登用すべきと存じます。

以上、女性職員採用時の問題、研修の件を含めて、女性職員を管理職に登用できない理由について市長の所信をお伺いします。

2点目、職員の意識改革について、市長はいかなる指導をされておられるかお伺いをいたします。地方分権が大きく進展している中、その受け皿となる市職員が今、どのような意識を持って日々邁進しているか。そこに地方分権の成否がかかっているものと存じます。

数年前の記事であります。市町村職員の意識調査を実施した記事が載っております。調査の内容は職員が新しいものに挑戦する意欲、仕事に対する責任感、政策形成能力等ですが、これらに意識を持つ職員はわずか25%、すなわち4人に1人であり、残り75%の職員はほとんど意識のないまま日々勤務しているとの結果だったそうであります。

この調査結果を本市職員に当てはめて考えるものではありませんが、与えられた仕事に対しなぜ意欲を持たないのか。この問題は職員個々の認識の差によるものと存じますが、まず市長の強い意思が職員全体に伝わっていないのではないかと危惧の念を抱いているところであります。

すべての市役所職員がプロ意識を持ち、みずから考え、行動を起こし、那須烏山市の未来を考えなかったら、本市の将来に明るい展望は開けないものと存じます。昨今市役所職場から活

気が薄れている感じがある中、大谷市長は職員の意識改革の必要性についてどのようにお考えか。また、いかなる方策をもって意識の改革をされているのか、待遇の問題を含めましてお伺いいたします。

3点目、臨時職員の問題についてお伺いします。市は非正規職員、すなわち臨時職員を多数採用しておりますが、その中で保育園で働く臨時職員が特に多く、異状さえ感じるため、子育て支援を重要課題としている大谷市長に質問するものであります。

市はさまざまな部署で正規職員を支援するために嘱託職員や短期間の臨時職員、すなわち非正規職員を多数採用しております。今年1月15日発行お知らせ版でも、平成20年度臨時職員59名を募集しておりました。今年8月1日現在の各課、各部署の嘱託職員をまとめますと70名に上り、そのほか短期間採用の臨時職員が22名働いております。非正規職員は永続的に雇用することなく、短期間で雇用期間が終わりますから、身分の保障も必要ありませんし、極めて安価な賃金で正規職員とほとんど変わらない仕事が期待できるものと存じます。

でありますから、本市のように財政が逼迫した自治体ではありがたい方法とも言えますから、私も非正規職員の採用を全面的に否定するものではありません。しかしながら、大谷市長が今年度も子育て支援を重要事業として掲げていながら、にこにこ保育園に至っては正規職員15名、嘱託職員15名、その他給食等を担当する臨時職員3名と、正規職員は45%に過ぎません。

公立保育園の非正規率の問題につきましては、去る4月26日付下野新聞に県内の保育士の非正規率6割と大きく報道されまして、県内保育園で働く保育士の勤務実態が明らかにされております。その記事によりますと、県内の公立保育園に勤める保育士のうち臨時や嘱託の非正規職員の割合は6割に上り、全国平均の39%を大きく上回しまして、本県はワースト2位だそうであります。この問題はさらに5月16日付新聞でも再度報道されましたが、その記事の中で大谷市長のコメントも載っておりました。そこで、市長は6対4ぐらいで正規職員の多いことが望ましいと、市長みずからの努力目標を掲げております。

これら2回の新聞報道によりますと、保育園での労働条件は正規職員とほとんど変わらず、延長保育のローテーションにまで入っているにもかかわらず、平均年収に至っては生活保護水準の200万円以下と見られ、通勤手当や時間外手当が一切ないケースがあるそうであります。果たして本市の保育園での実態はいかがでしょうか、伺いたいところであります。

旧南那須当時、保育園を利用する乳幼児等が年々ふえてきたことから、平成14年ににこにこ保育園を開園しております。そして、開園当時の定員120名から現在は150名にふやすなどして市民の要望に対応しておりますが、それにあわせて人件費の抑制などから非正規職員の割合が高くなっております。本市の将来は少子化が徐々に進むものと推測しておりますので、

全員を正規職員にするには我が市の財政事情からして困難なところもあろうかと存じます。

そこでお伺いしたいことは、大谷市長には子育て支援を最重要課題としていながら、人件費抑制のために大切な乳幼児を身分の定まらない非正規職員に任せておいていいものか。今後の保育園における乳幼児教育のあり方を含めまして市長の所信をお伺いいたします。

次の質問項目に移らせていただきます。平成19年度決算認定の中から質問をいたします。このことにつきましては今期定例会に提案され、既に説明を受けておりますから、この質疑の中でとも考えましたが、決算書の中には私が質問したい項目が16項目ほどありまして、相当時間を要することから一部一般質問として今回申し上げることとしたものでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

市が策定した行財政集中プランにおける経費の削減効果とその実績についてまずお伺いいたします。昨年8月20日、全議員に配付されました那須烏山市行財政集中改革プラン（平成19年度改定版）は、総務省から示された行財政改革の推進のための指針に基づき策定されたものと説明がありました。その改革プランの中では事務事業の再編、整理統合、定員管理の適正化と経費の節減を図るとともに、一方、歳入の確保においても企業誘致や滞納整理を図り、税収面の向上を努めると明記してあります。

また、昨年9月定例会に提示されました平成18年度決算書の中の行財政報告書の中では、市長を本部長とする行財政改革推進本部を設置して、推進体制の充実を図ったとありますことから、この改革プランの推進には市長みずから並々ならぬ決意が秘められているものと存じます。さらにこの改革プランは監査委員も非常に関心を寄せておりまして、決算審査意見書の中でも着実な推進を図り、徹底した経費節減に努めることを望んでおります。

先ほども申した昨年8月に配付されました改革プランの中から平成18年度の実績を見ますと、削減効果は1億9,477万円ですが、その中には議員定数削減による4,500万円が含まれておりますから、改革プラン実現のために我々議会も大いに貢献しているところであります。

次に、平成19年度実績につきましては、去る8月26日に資料が配付されましたので、その効果額を見ますと1,565万円でありますから、平成18年度に比較しますと約12分の1の実績であります。その理由の1つに、職員10名退職により負担金の支出が増加したために、平成19年度は効果が上がらなかったこともつけ加えてあります。

そこで次の3点についてお伺いします。平成19年度の特筆する実績は何か。削減効果と収入の確保の両面についてお尋ねをいたします。

2点目は、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議は何回開催されているのでしょうか。

3点目は、集中改革プランの期間は平成17年度から平成21年度の5年間ですが、

その中に年度別目標額が明記されておりません。毎年見直しを行うものの期間中に目標達成できる見込みなのでしょうか。以上3点について答弁を求めます。

次に2点目の質問であります。合併特例債の実績と投資効果についてお伺いいたします。合併特例債に関する一般質問は昨年3月に引き続き2回目になりますが、再度ご答弁をいただきたい項目が生じたので質問申し上げます。

特例債の目的は合併した市町村が10年の間に自立できるよう整備を図るための起債であり、極めて有利な借金であります。本市の特例債は平成17年度に始まり、平成26年度の10年間に約84億円を借り受けまして、旧両町の均衡ある発展と一体化を図ることを目的としております。平成17年度から平成18年度の主な用途は、地域振興基金造成事業に12億7,300万円を基金に積み立てたのを初め道路整備、学童保育室の整備から公民館解体工事と幅広く利用されているようであります。

そこで次の4点についてお尋ねいたします。平成19年度決算書によりますと特例債は4億4,670万円を道路整備等に充てたものと存じますが、その事業実績と効果についてお伺いいたします。

2点目、特例債年度別借り入れ額につきましては、合併前の合併協議会で示された新市建設計画の中の財政計画書に明記されております。その年度別計画によりますと、平成17年から平成20年までの借り入れ計画額を合わせますと35億6,300万円、それに対して実際に借りた額とことしの予算額を合わせますと28億5,000万円でありますから、この4年間で差し引き計画額より7億1,300万円下回っております。有利な借金とはいえ、このまま借りないで済むならそれにこしたことはありませんが、今後の特例債借り入れ計画についてお伺いいたします。

3点目は、特例債の借り入れは平成17年度に始まりましたが、それに対し平成19年度決算書の中で返済が始まっているのでしょうか。さらに、交付税の中で70%の上乗せ還元もされているのでしょうか。

4点目は合併後早3年が過ぎましたが、特例債を活用して合併10年で本市は自立できる見込みでしょうか。以上4点についてお伺いいたします。

次に平成19年度決算から見て今後の財政見通しと課題とをお伺いいたします。今期定例会に提出されました報告第2号により、平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を添えて報告されております。

この報告の中の比率は、一般会計に限らず企業会計への繰出金を含めた連結決算によるものと存じますが、一応安全圏内に入っているようであります。しかしながら、実質公債比率は黄色信号の18%に近い15.6%であります。そこで、平成19年度決算書から地方債残高を

集計しますと、市の借金は実に210億円に上ります。詳しくいえば、209億9,141万8,000円ではありますが、その償還金に元利合計24億7,962万7,000円、約25億円を支払っております。

そのような中、一般会計歳入に占める依存財源率は65%でありますから、その依存率からして、県内31市町村の中で那珂川町に続き本市ではワースト2位ではないかと存じます。さらに財政力指数はわずかに上昇し、0.492になったものの、県平均値0.787からでは大きく引き離されております。県内では財政豊かな自治体で交付税の不交付団体が5市町ありますが、本市とは、今後もますます財政力格差が広がるものと存じます。

本市の自立は財政の自立なくしてあり得ません。財政的に自立できるだけの税財源が確保できなかつたら、地方分権も成り立たないものと存じます。苦しい財政事情であるがゆえに市長の果たす役割はますます大きくなるばかりであります。そのような中、大谷市長には平成19年度決算から見て今後の財政見通しと課題等についてどのようにとらえておられるかお尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは17番中山五男議員から、市職員の人事管理について、平成19年度決算について、大きく2項目にわたりますご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

市職員の人事管理についてお答えいたします。まず、本市の女性職員の役職別職員数と構成比の状況でございますが、課長補佐15名であります。これは課長補佐43名のうち35%ということです。係長16名、これは52名中30%に当たります。主査49名、これは95名中の52%となっております。また、これらの役職への登用でございますけれども、職員の能力、実績、意欲これらを適正に評価をして公平、公正に行っているところであります。

女性職員の管理職への登用につきましては、いわゆる条例で定める管理職としての任用は現在のところございませんが、市立保育園、幼稚園の園長には女性の課長補佐をあてておりまして、園の運営、職員の管理監督を任せているほか、烏山庁舎の市民窓口についても女性の課長補佐をあて、業務全般の管理をお願いをしているところでもございます。

今後とも男女雇用機会均等法の趣旨を照らしながら、職員の採用、待遇においても男女の平等を確保していくために、年功ではなくて功績を重視した意欲のある女性職員の幹部職員への登用を、職域の拡大及び女性職員が活躍できる重点活用部門の設定、能力の向上を図るための研修、これらの充実に努めてまいります。

次に、職員の意識改革についてであります。地方分権の進展を初めといたしまして地方自治体を取り巻く環境はまさに激変をいたしております。職員一人一人がみずからの意識改革と資質の向上に努めることは、ご指摘のとおり本市行政運営上の重大な課題でございます。

このため、今年度平成20年度4月から南那須庁舎、烏山庁舎において、偶数月には烏山庁舎、奇数月には南那須庁舎において毎月1日、職員の全体朝礼を開催いたしております。市政運営上の重要課題にあるいは職員のあり方についての訓示を主な目的といたしております、毎月定例の参事課長会議においても幹部職員に対する指示の徹底を行っているところでございます。

接遇の問題にありましても、これは合併後、毎回私も声を大きくして言っているところでございますが、市民サービスの根幹にかかわる問題でありますことから、7月以降声かけ運動の一環として各課の毎朝の朝礼において全員であいさつを唱和し、市民に親しまれる明るい職場づくりに心がけているところでもございます。今後、人材育成基本方針を早急に策定をして、人材育成の施策、人を育てる職場環境の整備に職員研修制度の充実と権限移譲に対応できる専門職の育成に努めてまいりたいと考えております。

臨時職員についてのお尋ねでございます。現在市が採用しております常勤的な臨時職員は60名であります。このうち幼稚園、保育園につきまして27名でございます。保育園、幼稚園の職員に対する相対の率は46%となっております。ご指摘の臨時職員の割合が多過ぎるというような点につきましては、本年4月1日に保育士2名、幼稚園教諭2名、これらを採用し、是正を徐々に図っているところでもあります。

なお、現在、市の公共施設全般の適正な配置について検討を進めているところでございまして、幼稚園、保育園につきましても各施設の現況、利用状況、将来の需要、民間施設の役割分担等を考慮しながら、統廃合も含めた適正配置の基本方針を策定してまいりたいと考えております。今後の職員の配置につきましては、この施設配置の基本方針に基づきまして必要な正職員を確保するため、退職予定者の状況も踏まえた採用について考慮してまいりたいと考えております。

平成19年度決算についてのお尋ねでございます。まず第1点目の行財政集中改革プランによる取り組み実績についてであります。本市における行財政改革につきましては、ご質問のあります行財政集中改革プランを指針として着実に推進を図ってきたところでございます。平成19年度におきましても、行財政集中改革プランに掲げられました行革項目に取り組みさまざまな効果を上げております。

ご質問のありました3点のうち特筆する実績でございますが、市単独補助金につきましては補助金等検討委員会の開催によりまして、外郭団体に対する補助金及び団体運営補助金につい

て個別に検討を行いました。その結果、平成18年度と比較をいたしまして1,264万円もの大幅な予算額の削減が達成できました。

またさらに、平成18年9月から公の施設18カ所において、指定管理者制度を導入し、市の業務の民間委託を積極的に推進してまいりました。平成19年度には、18施設のうち2施設が統合されることにより、16施設が指定管理者制度を継続しておりますが、その結果、平成18年度と比較をいたしまして221万円が削減できております。

職員人件費につきましては、退職に伴う職員数の減と特別職員の給料削減に取り組みました。平成19年4月1日現在、職員数は平成18年4月1日と比較いたしまして10名減少いたしております。これにより大幅な人件費の削減が見込まれておりましたが、中山議員ご指摘のとおりにより共済費負担金及び退職手当特別負担金の増加により、削減額は実績では220万円という結果でございました。しかし、早期退職に伴い発生する退職手当特別負担金を差し引いた実質的な削減効果といたしましては、6,010万円にも上っております。

行財政集中改革プラン上では、平成21年4月1日には一般職員数を300人とする目標を掲げておりますが、この目標は予定どおり達成できるものと考えております。なお、ご質問の中に平成19年度実績が平成18年度実績と比較して、約12分の1であるとの旨のご説明がございました。決して手を抜いているということではございません。

平成18年に実施をした強固な行財政改革を継承し、さらなる努力の結果、1,565万円の効果額を得ることができたという理解をしております。したがって、実績、効果が得られていないということではございませんので補足をさせていただきたいと思っております。

また、行財政集中改革プランは費用の削減効果を目指すだけでなく、財源の確保を目指すという行革効果も掲げております。未利用財産の売り払いという項目に関しては、庁内組織でもあります公有財産管理運用委員会での検討事項につきまして、平成19年度は東京都にある旧学生寮跡地を売却することによりまして、3億5,215万円の収入を得ることができました。また、嘱託徴収員、市税等公金収納プロジェクトチームの継続設置によりまして、計5,234万円の徴収実績を得ることもできております。

さらに外部委員を含む企業誘致委員会及び庁内組織であります企業誘致推進委員によりまして、企業誘致を推進してきたところでございますが、平成19年度には100人規模の自動車関連工場であります林テレンプの誘致に成功いたしております。企業の誘致及び立地を促進する条例により、固定資産税相当額を3年間交付することになったため、現時点では正確な効果額は明らかではございませんが、定住促進や市の活性化を考えれば、その効果は非常に大きいものと確信いたしております。

そのほか行財政集中改革プランには費用対効果として明確にあらわすことができない多くの

行革項目が挙げられております。それらの実現に向けまして全庁体制で取り組み展開をしております。個々の実績につきましては、去る8月26日に開催いたしました全員協議会の際に配付させていただきました那須烏山市行財政集中改革プラン 平成19年度行財政改革項目別の実績等に記載させていただいておりますので、ご参照賜りたいと存じます。また、この実績につきましては、市のホームページに公表して広く市民の皆さんに対して周知をしていくことで予定をいたしております。

2点目の市長を本部長とする行財政改革推進本部の開催回数についてご回答いたします。行財政改革推進本部につきましては、行財政改革にかかわる重要事項の審議、決定の際に開催することになっております。昨年度は2回開催いたしました。第1回目は平成18年度実績等の確定時に、そして第2回目は平成18年実績をもとに平成19年度改定版の策定時に開催を行っております。

最後に目標達成の見込みについてご回答いたします。中山議員からご指摘もありましたように、行財政集中改革プランでは、すべての行革項目において目標値を掲げているわけではございませんが、冒頭申し上げましたとおり、この実現に向け着実な推進に取り組んでいるところでございます。

なお、現在の行財政集中改革プランにつきましては、行政改革大綱が策定されるまでの暫定的な行革指針として運用が行われてきましたが、行政改革大綱としての市総合計画の行政経営編がことし4月から新たにスタートをいたしました。総合計画、行政経営編にはすべての行政経営施策について平成24年度時の目標値を掲げております。今後はその大綱に基づきまして行財政集中改革プランの見直しを図り、目標値実現に向けてより実効性のある行財政改革に取り組んでまいりますので、引き続きご指導賜りますようお願いを申し上げます。

さらに、合併特例債の実績と効果についてでございます。実績でございますが、道路新設改良事業12路線、林道整備事業1路線、平野簡易水道統合事業及び防火水槽整備事業を合併特例債事業として実施いたしまして、これにより特例債借入額は4億4,670万円となります。

効果でございますが、市道や林道の整備によりまして、市民の皆様の通勤、通学利便性の向上、市内公共機関等へのアクセス性の向上、地域におけるスポーツ、文化活動などの市民間交流、ふれあい環境の向上などに大きく貢献しているものと思料しております。

また、平野簡易水道統合事業は、平野浄水場の取水機能の向上及び水質改善の対策として南那須志鳥配水系から配水経路を確保する事業を実施をし、飲料水の安定供給と基盤の強化が図られたところでございます。

さらに、消防防火水槽の整備事業は、全市防災水準の均衡化及び地域消防基盤の整備、拡充を図る上で重要な役割を担っている事業であると認識をいたしております。

今後の計画でございますが、市総合計画の基本計画及び実施計画をもとに、今後事業を実施してまいります。近い将来、庁舎建設、消防庁舎も含まれますが、これらを初め文化スポーツ施設、公共施設整備事業及び学校耐震化事業を進める計画でありますので、新市建設計画で策定をいたしました平成26年度までの合併特例債総枠84億900万円を基本ベースに、その範囲の中で調整、検討を進める所存でございます。

続きまして合併特例債の返済でございますが、平成17年度分から3年据え置きでありまして、平成19年度の償還額はなく、平成21年度からの元金の返済が始まります。交付税算入されるシステムにつきましては、元利償還金の7割が交付税算入になっておりますので、平成18年度からの利息償還分につきましては交付税算入の措置がなされております。

最後に、3点目の今後の財政見通しと課題でございます。平成19年度の決算につきましては、監査結果はおおむね適正かつ効果的に執行されているとのご報告をいただいておりますが、あわせて健全化判断基準の4指標につきましても、健全財政の範疇にあるとされたところがございます。また、財政分析指標であります財政力指数から見て、合併時の両町の単年度指数は旧南那須町が0.462、旧烏山町が0.455であったものの、合併後の那須烏山市の指数は平成18年度0.495、平成19年度0.523と年々向上いたしております。今後もこれまでに以上企業誘致、定住促進対策等の積極的な展開を図り、一層の財政力向上に努めてまいりたいと考えております。

また、地方交付税、とりわけ特別交付税の確保についても、合併による優遇期間は終わります。しかしながら、これまでどおり引き続き国への積極的な要望活動等を実施してまいります。一般財源の確保に最大限努力をしていきたいと考えております。ご案内のとおり、本年度より本市初の総合計画、ひかり輝くまちづくりプランがスタートしたわけではありますが、本市における今後の発展はこの中に定めた5つの重点戦略の実現いかにかかっているものと認識をいたしております。

このことから、今後は総合計画、実施計画に基づく計画的な行財政運営を図ってまいるとともに、行財政改革の徹底、市民の目線に立った公平、公正、安心な行政サービスの提供、時代の要請による保健、福祉、医療制度改革等への適切な対応、さらには特区など国県施策を有効に活用した地域活性化など、最大限の努力を傾けてまいりたいと考えております。

終わりに今後の地方行財政に大きく及ぼすマクロ動向といたしまして、本年度税制抜本改革の課題であります道路特定財源の一般財源化、第二期地方分権改革に伴う地方への税源配分及び地方交付税制度の再構築などの問題がございます。これらの動きを慎重かつ十分に見極めながら、先んじた調査研究に努め、攻めの行政経営に努めてまいり所存であります。どうか中山議員にありましてもさらなるご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ただいまの市長答弁によりまして大方は理解をしたところでありますが、少々再質問を申し上げたいことがありますので、ただいまから始めたいと思います。

まず、市職員の人事管理についてであります。その中で女性職員を管理職になぜ登用できないのか。これは平成19年度の行財政報告の中に研修実績というのが載っております。これを見ますと昨年は27講座に75人の職員が受講されております。研修名は接遇から地方公務員法、管理監督者研修等ですが、ここで伺いたいことはこの研修というのは男女の差がなく受講できたのでしょうか。この点について担当課長でも結構ですから伺いたします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 行財政報告のほうには2つの研修協議会の講座内容がございますけれども、職員につきましては男女の区別なくこちらから指名するものもございますし、選択制によって行く職員もおりますので、区別はしておりません。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ただいまの件はわかりました。男女が共同参画している市役所職場の中で、女性職員の意識改革と体制づくりをいかに進めるべきか。これは市長及び副市長の大きな役割ではないかと思えます。私が第1回質問の中で全国に女性の知事並びに市町村長が合わせて21名活躍していることを申し上げましたが、参考のために教育現場の状況について調べて申し上げますと、今、市内には小中学校合わせて10校、小学校6校、中学校4校ありますが、その中で女性校長は1名、教頭は4名、合わせて5名でありますから、10校の管理職20名のうち女性が5名で4分の1を占めております。

さらに、参考のために栃木県全校の状況を教育委員会のほうから調べていただいたところ、小中学校576校のところ、女性校長は153名の27%だそうであります。さらに教頭に至っては196名の34%でありますから、女性管理職が全校の30%も占めているわけであり、社会的にも重要な教育現場でさえ女性管理職員を積極的に登用している時代でありますから、本市の市役所でも女性職員がさらなる研修を務められまして、管理職を目指すべきと思えます。私がただいま申し上げたことにつきまして、市長のご所見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私も女性が40%を占めている現状を考えれば、積極的に登用していきたいと思えます。合併直後、やはりそれを旧両町で女性職員の経歴とかそういったことを

検証させていただくと、若干格差がございましたので、その辺のところを2カ年かけまして調整もさせていただいております。したがって、この調整の中で一気に係長が数人ふえたとか、補佐がふえたというような状況もつくっております。

したがって、先ほど申し上げましたとおり、これは男女機会均等法、男だから女だからということは全くございません。これは公平、公正にこの評価をしてまいりまして、意欲のある実績をつくる能力のある女性職員については大いに登用していきたい。こういったスタンスには変わりありませんのでご理解を賜りたいと思います。

なお、派遣でございますが、広域連合の事務組合がございます。これは各市町から大きいところは2名ぐらい市の職員を派遣しているんですが、本市からは女性職員を派遣いたしております。大変能力のある職員でございますが、向こうの事務局長に聞くと中でも大変活躍をされていると聞き及んでおりまして、大変私にとってもありがたいことだということで、2年目になります女性職員を派遣いたしていることも申し添えたいと思います。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ただいまの市長答弁により理解はしたところでありますが、職場の後輩は先輩を見て育つと言われておりますので、先輩女性職員は後輩女性職員のあこがれの存在になるよう努力されるよう切に希望いたしまして、この質問は終わります。

次に、職員の意識改革について質問を少々申し上げたいと思います。大谷市長にとりまして最大の課題は全職員の掌握ではないかと推察しておりますが、先ほどの市長答弁の中からそのご苦心のほども理解したところであります。

本年3月策定いたしました那須烏山市総合計画の基本理念は、みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくりであります。大谷市長が掲げたこの目的達成には市民の協力なくして達成できるものではありませんが、まずは大谷市長のもとで働く職員を一致団結させた上で、個々の職員が持つ政策能力を引き出すことが肝要と存じます。

そこでお伺いしたいことは、職員の昇任、昇格にあたり、職員の資質として重要な政策能力については評価されているのでしょうか。また、試験をすることなく市長を中心とする上部幹部職員の判断により職員の昇任、昇格をさせているのが実態ではないかと思っておりますが、平成18年度から人事評価制度を導入しているはずであります。これらについてはどのように活用されているか。この点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まさにそのとおりでございますが、平成18年度から人事評価制度を導入させていただいております。そういった中で、各担当課長の評価も各課の評価もいただいております。あるいは人事異動希望調査も各人からいただいております。その中でこの政策

提言であるとか、課内の課題あるいは自分の悩み等も大いに自由に書いていただいているわけでございます。そのような苦心をしながら人事の評価にはあたっております。

したがって、単に私あるいは四役の個人的な情実的な人事は一切やっておりません。そのようなことから、自己評価、係長評価、そして課長評価と3ランクにわけて試行的にやったことも実はあったんですが、合併をいたしまして今課長評価一本になりましたが、そのようなことからトータルでもって職員の自己啓発、自己研さんにつなげていって、職員の能力そして資質を向上させていきたいと考えています。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ただいまの点については了解をいたしました。

この点を1点お伺いしたいと思います。職員の斬新な発想を政策に導入するために、職員の表彰規程が制定されております。那須烏山市職員表彰規程であります。これは平成17年12月に規程としてつくったわけなんです、その表彰基準が5項目ほどありまして、その中で職務上有利な研究発明、改良及び考案をし、業務の改善に資したる者を表彰するとありますが、このような職員がありまして、この基準に該当されて表彰された例というものはあるでしょうか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 私の記憶では表彰に該当した職員はおりません。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） せっかく制定した表彰規程でありますから、このまま埋もれることなくぜひ活用されまして、職員の斬新な発想も期待すべきと存じます。

もう1点、昇任、昇格についてお伺いしたいと思います。学校教員の免許更新制度というのが来年度から正式実施されますことは市長ご存じのとおりであります。この免許更新制度というのは教員免許の有効期限を10年間として、更新時には校外研修を大学などで30時間以上受ける必要があるとされているものであります。

そこで市長にお伺いしたいことは、教職員の制度を市職員に対しても何らかの方法で採用できないものでしょうか。例えば昇格する際の試験、既に高根沢町とか小山市では主査以上に昇格する場合には実施しているそうであります。この点、市長いかがでしょうか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 地方分権のさなか、これからの市政でございますから、優秀な意欲のある職員を育てていかなければならないというところから、今議員のご提言も真摯に受けとめさせていただきまして、検討させていただくということでご了承いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 本県の政治経済関係者を集めた下野フォーラムというのが、これは毎月開かれているんでしょうか。市長もこれに多分参加されているのではないかと思います。8月の講師は大阪に本社を置く大丸の社長さんが講義されまして、その話が下野新聞にも載っておりましたが、社員の意識改革で最も重要なことは人材の育成に取り組むことと力説されていたようであります。我が町の総合計画に掲げたひかり輝くまちづくりの達成のためにも、人材育成のためにはぜひご努力をお願いしたいと思っていますところであります。

次の質問、臨時職員について1点ほど申し上げたいと思います。市長には合併後、正規職員が早期退職されまして、職員数が予想以上に減員されていることが大谷市長の実績のようにされておりますが、反面非正規職員、すなわち嘱託や臨時職員が92名も低賃金で働いているのも事実であります。現在、正規職員310名に非正規職員92名を加えますと、今大谷市長のもとで働く職員数は実に402名になるわけであります。先ほどの市長答弁によれば、保育所の正規職員率は徐々に引き上げたい意向でありますから、そのところは理解したところであります。しかし、お伺いしたいことは子育て支援を重要課題としている大谷市長には、保育所で働く非正規職員が少々多過ぎるのではないかということであります。こういった非正規職員に任せておいていいものかという質問をいたしました。この辺のところは私には理解できるようなご答弁がありませんでしたので、再度答弁を求めます。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 統合保育園のにこにこ保育園の事例を端的に申し上げますが、トータルでは46対54ということで目標とする6対4に少しずつ近づいているんですが、にこにこ保育園、ご案内のように120名で最初始まったんですね。ところが思いのほか入所の希望が多くて、25%増しになりました。今175名、これはキャパでございまして。170名預け入れております。

この人気というのは朝7時15分から夜7時15分まで12時間お預かりするということと、土曜日も開園をしているというところが働く女性にとっては大変メリットが大きいようでございます。一気にそのようなことになりましたので、なかなか正規職員が追いついていけなかったということが実態であります。今後、6対4に向けて今のままがいいというふうには私も決して考えておりませんので、何とか代表的なにこにこ保育園については6対4にもっていきたいと考えております。

ゼロ歳児をお預かりしているものですから、ゼロ歳児は大体マンツーマンでございまして。そのようなことではございますので、ゼロ歳児と言いましても8カ月からお預かりをしておりますが、マンツーマンでございまして、そのようなところに懸念はありますが、非常勤の嘱託職員でありましても、保育士の資格を持っている職員でございまして、給料の格差があつて大

変申しわけないんですが、保育に対する思いは大変熱いものがございますので、ちょっと辛抱していただいて安全な乳児保育にあたっていただいているわけがございますので、その辺のところ、答弁に難しいところもあられるのでございますが、そのようなところでひとつご了承いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 今のにここに保育園のように特に臨時職員の多い職場につきましては、市長も折に触れてその職場に参りまして激励をすべきではないかと思っておりますので、この辺もご配慮願いたいと思っております。

次に、平成19年度の決算認定の中から質問を2、3申し上げたいと思っております。まず、経費の節減効果と実績につきましては、先ほどの市長ご答弁と先日配付されました平成19年度の実績の中から理解をすることにいたします。

次に、合併特例債の実績の投資効果であります。平成19年度は特例債4億4,670万円を投資したわけでありまして、これは先ほど申したとおりであります。道路整備に投入した事業箇所につきましては、私たちに渡されております行財政報告書の中に路線名まで記載はされておりますが、特例債をいかほどこの道路工事に投入したのか。それが明記されておられません。さらに、先ほどの答弁によりまして簡易水道の整備とか防火用水工事のほうにも合併特例債が投入されているようでありまして、この事業別に特例債をいかほど投入したのか。道路幾ら、水道幾ら、これを後で結構ですから回答されるよう希望いたします。

最後の特例債の今後の計画についてであります。ご承知のとおり84億円のうち、平成20年度までの投入と予算額を合わせますと36億円、そうしますと、まだ平成21年度から平成26年の間に48億円使うわけなんです。今後の用途について先ほどの答弁では庁舎建設とか文化スポーツ施設、学校耐震化事業等を計画しているとのことですが、そこで1点、大谷市長は特例債の使用期限、すなわち平成26年度までに本気で新庁舎の建設を考えているのでしょうか。この1点についてお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 本庁舎建設というよりも、本庁舎整備とご理解をいただきたいと思っております。跡地利用のことで新築はこういった財政上なかなか困難だろうと、昨日も申し上げておりますが、今の県有施設も入れた中での庁舎整備を考えるべきだろうと考えております。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） この新庁舎の問題をここでさらに突っ込んで議論をしますと、やはりちょっと好ましくないのではないかと。やはりこの問題は全員協議会、全議員の中で議論すべき問題ではないかと思っておりますので、新庁舎の問題については本日はこれ以上聞かない

ことといたします。

次に、平成19年度の決算から見て今後の財政見通しと課題について、私の質問に対して市長の答弁では、平成19年度決算の結果、健全化判断基準がすべて健全財政の範疇下にあったことと、合併後、財政力指数も徐々にではあるが向上していること、また企業誘致や定住促進により一般財源の確保も見込めること、これらのことから総合計画の実現に向け最大限の努力を傾注したいとのこととあります。

以上の市長答弁を伺いますと、那須烏山市の将来は攻めの行政経営により将来の展望は明るいのかなとも解しますが、しかしながら、これも昨年の私どもに配付されました行財政集中改革プランの中に、本市の公債費負担比率が15.6%になっております。このことについて公債費負担比率は一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされていることから、起債の借入にあたっては今後の財政を見すえ、慎重に対応しなければならないとここに明記されているわけとあります。

この文章からしますと、本市の公債費比率15.6%は警戒ラインの15%を既に超えているわけですが、市長はこの辺どう考えているのでしょうか。全く問題ないと考えているのでしょうか。ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほども平塚議員にもお答えいたしましたけれども、私はレッドまで行かなくてもイエローカードが出ていると認識いたしております。したがって、公債費率でございますから、先ほども申し上げましたとおり合併特例債でもあくまでも債でございますので、極力それは84億円以内にとどめていく。そういうような姿勢を考えております。

したがって、借金をでき得る限りしないで、一方自主財源確保に努める。そのような財政運営が肝要であると感じておりますので、この15.6%がいいなどということは全く考えておりませんので、再度お答えを申し上げたいと思います。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 私の持ち時間はもう既に少々過ぎておりますが、もう1点だけ簡単な質問であります。させていただきたいと思っております。

去る8月26日の全員協議会の際に配付されました平成19年度行財政改革項目別実績の中に、給与の適正化の項目があります。これは7ページで、そこには時間外勤務時間を抑制しております。それによりますと、月10時間以内を努力目標に掲げていますが、職員は現在それを守られているのでしょうか。この1点についてお伺いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 時間外手当につきましては、平成19年度の取り扱いにつきま

しては、申し合わせによりまして時間外を少なくしようということで100時間ということで進めてまいりましたけれども、実態的に職員は残業が多くなってきているという現状がありますので、平成20年度につきましては時間外100時間という枠は今のところ撤廃しておりまして、極力時間外削減に努めるようにということで各課長のほうにお願いしまして、職員のほうに周知の徹底を図っているところでございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 私も夜結構遅くまで庁舎に電気のついているのを見ておりますので、果たしてこれが守られているのかと思ひまして質問をしたわけであります。

私の持ち時間は既にもう6分ほど過ぎておりますので、お伺いしたいことは以上といたしますが、今後も那須烏山市の健全財政堅持のためにさらなるご努力をご期待申し上げまして質問をこれで終わります。

○議長（水上正治君） 以上をもって17番中山五男君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、18番樋山隆四郎君の発言を許します。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） やっと議長の発言の許可を得ました。長い時間ではありますがやむを得ません。しかし、皆さんは大分お疲れのようで、議会運営委員長の計らいで時間どおりにしていただきました。できれば、外のほうも大分雨が降ってきそうでありますので、執行部の答弁によって私のほうも早目に切り上げてみたいという考えでおりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは早速質問に入らせていただきます。私は、前回地域間格差というもので宇都宮、高根沢、そして当那須烏山市、この3自治体を比較いたしまして地方交付税あるいは税金、財政力指数、こういうものを含めて比較検討し、その中で特に私は農、工、商とこの3つにわたって詳細な検討をしたわけであります。

その中で、農、商、工あるいは税金であるとか地方交付税であるとか、これは行政が直接かわることのできない影響力が少ない分野であります。しかし、これから私が質問事項にあげた教育であるとか、福祉であるとか、医療であるとか、この問題に関しては行政が積極的に介

入できる分野であります。ですから、今度は比較でなくて行政がどういう対応をするのか。ここに論点が出るわけでありまして。

ですから、私はこの中でまず教育といったときに、全国学力一斉テストというものもありますが、教育環境という中で学校教育、それともう一つはその環境、今であれば学校教育は知育であるとか徳育であるとか体育であるとか、最近ここに食育という項目が入ってきたわけでありまして。

しかし、それ以外の教育環境と言いますと、スポーツ教室があるとか学習塾があるとか、いろいろな施設が宇都宮あたりはそろっているわけでありまして。高根沢であっても教育熱心な父兄は宇都宮まで送ったり迎えたりして、そしてそのスポーツ教室なり、あるいはいろいろな塾に通わせることができるわけでありまして。

しかし、烏山からではなかなか大変なわけでありまして。ですから、ここに環境の格差がある。ここで生まれた子供たちとあるいは宇都宮で生まれ育った子供たちには既にこれだけの環境の格差があるのではないのか。こういうふうを考えるわけでありまして。

また、文化施設などは特にそうであります。きょうはその文化施設に関しましては、先ほど箱ものでなくてもいろいろなものを市長は合併特例債を使ってつくりたくないんだという話をしておりましたが、この点に関しても文化施設に関しても私はちょっと市長の考えを聞いてみたいと思っております。

ですから、いろいろな意味で教育環境、学校教育だけでなく教育環境がやはり既に格差がある。ですから、こういう問題をどういうふうにして解消していくのか。ここがこれから質問の中に入っていくわけでありまして。

それと全国一斉の学力テスト、これは公表しているところと公表していないところがあるわけでありまして。ですから、その辺に関しても私は当教育委員会としてはどういうふうな、既に結論は出ておりますが、これからどういうふうな方向でこの問題を取り上げていくのか。この辺も質問をしたいと思っております。

2番目に、地域で支える高齢者福祉の充実ということではありますが、福祉というのはいろいろあるわけでありまして。先ほども平塚議員が質問の中に制度的なものからいろいろなもの、そのほか今度は社会福祉協議会あるいは健康福祉課、こういうところでやっている福祉施策というものがあるわけでありまして、私はその中で特にこれから高齢者、急速というよりも予想以上のスピードで高齢化が進んでいる。先ほどの答弁にもありましたが26.6%、あと10年後どうなるんだ。

こういうことになったとき、その施策で支え切れない部分があるのではないのか。こういう部分に関しては地域で何とかならないか。ここを考えないと、市では大変な財源を投入しても

人員を投入しても追いつかない。それをどういうふうにして構築していかなくてはならないのか。そういう施策に関して市というものはどういう考えを持っているのか。これが第2点であります。

第3点の医療施設の充実ということですが、これは医療施設と言っても特にこの地域は産科、眼科、特殊な脳外科とかそういうのはないんです、本当の専門医というのは。ですから、これを中核病院の中にどういうふうに入れていくのか。これもなかなか医師不足の状態が難しいわけでありまして。ですから、これは施設の充実というよりも、中核病院とかかりつけ医のカルテの共有であるとか、前に私も一度質問したことがあります、そのときは市長は今、烏山の個人の開業医は高齢化が進んでいるわけです。だから、なかなかそれは難しい。でも難しいではなくて、若手でもいるはずですから、できるところからやっていく。そういうふうにしてすべてのものというのではなくて、那須南病院とカルテを共有できる。パソコンでこれができるということであれば、それに関してしっかりとした対策をとって、1つの町医者でも2つの町医者でもいいからやっておく。こういうふうに段階を追ってやることはできないのか。こういうのが質問の趣旨であります。

とりあえずはしよるわけではありませんが、1つ執行部のほうの回答を聞いて、それからまた質問をしたいと思っておりますので、簡便な答弁をひとつよろしく願いをいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは18番樋山隆四郎議員から、地域間格差につきましてご質問がございました。質問の順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の宇都宮市、高根沢町、那須烏山市の教育環境、文化施設、全国一斉学力テスト公表問題についてであります。

1点目の教育環境についてでございますが、これにつきましてはご案内のとおり、独自の教育施策といたしましてサタデースクールや少人数学級、チームティーチング、英語教育特区などの本市独自の特色ある教育施策を展開をしているところでございますが、現在のところ、地域格差、これは余りないのかなと感じております。

ただし、今後、地方分権改革の動向によりましては、つまり学級編成権や教育人事権、給与支払い権に関する権限移譲等がどうなっていくのかによりまして、教育格差につながる大変懸念されるところでございます。

ご質問の趣旨であります那須烏山市スポーツ少年団につきましては、スポーツ活動拠点として小学校単位に結成をされまして、小学校を中心に軟式野球、ミニバスケットボール、サッカーなど、複数のスポーツ事業への参加や一般指導者を養成する活動を行ってまいりました。しか

しながら、その後、保護者や児童から軟式野球、サッカーといった単位競技としての活動要望や学校活動を超えた競技活動をしたいという要請に対応するため、スポーツ少年団本来の姿であります自主的結成、活動種目を明確にして活動を行う現行のスポーツ少年団が組織化されたわけであります。

なお、スポーツ少年団の結成条件は認定指導者1名以上、団員10人以上の条件を整備し、体育協会を通じて日本スポーツ少年団に登録することによって認定される仕組みとなっておりまして、組織化され次第受け付ける体制になっております。また、本市では那須烏山市体育協会の下部組織として、市体育協会において認定指導者の養成を図るなど、スポーツ少年団育成事業を行っているところであります。

2点目の文化施設についてであります。これにつきましては宇都宮市とは根本的に比較にはなりません。高根沢町との比較においても公園、集会場所としての文化会館などの面で本市が劣るものと感じております。このようなことから、佐藤議員、平塚議員にもご説明をいたしました。本年度から県有施設も含めた跡地利用検討の枠組みの中で、既存施設を有効に活用した公園、集会施設等の整備可能性について調査研究を行ってまいりたいと考えております。

全国一斉学力テスト公表問題につきましては、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、地域で支える高齢者福祉の充実についてであります。少子高齢化する社会の中で、高齢者等が安心して過ごしていくためには地域の中での住民同士のつながりが必須となっております。そして、地域の高齢者が住みなれた地域で安心をしてその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握をして、相談を受け、地域における適切な保健、医療、福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援が必要となります。

地域で支える高齢者福祉事業につきましては、これまで市では生活支援、ホームヘルプサービス、外出支援、軽度生活支援、緊急通報装置設置や配食サービスなどの在宅福祉サービス等それぞれの地域に根ざした高齢者福祉の推進に努めてまいりました。

特に、平成18年の介護保険法の改正に伴いまして、介護予防とともに地域の高齢者を包括的に支援するための拠点として、那須烏山市地域包括支援センターを設置し、きめ細やかな支援体制づくりを図っております。さらに今年度は、那須烏山市高齢者見守りネットワーク事業を立ち上げまして、高齢者が安心して住みなれた地域で暮らせるように、高齢者を見守るネットワークを構築をしているところでもあります。この事業は気になる高齢者の情報を市地域包括支援センターに寄せていただきまして、支援の必要な高齢者の早期発見及び早期対応を図ることを目的としています。

地域福祉、とりわけ高齢者福祉については、法律等で制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政関係諸機関、社会福祉関係者が協力をして活動することによって支えられています。

昨今、社会経済状況の大きな変化に伴いまして、これまでは福祉の対象とはなりづらかった社会的援護を要する人たちへの支援、また引きこもりや高齢者虐待といった新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきました。このためにも地域社会での支え合い活動の取り組みの推進が大切であります。

全国各地でさまざまな高齢者福祉の取り組みが行われておりまして、創意工夫によっては市町村格差が生じることが危惧されます。このため、本市におきましては地域の保健、医療、社会福祉協議会や民生委員、児童委員などの福祉関係者、行政と地域住民、ボランティアなどが連携をして、地域の高齢者を支援する地域ケア体制の確立を重点的に推進し、地域で支え合う高齢者福祉のさらなる充実に努めていきたいと考えております。

医療施設の充実についてお尋ねがございました。医療施設に関する地域間格差につきましては、救急医療、診療科目等について都市部と比較すると格差がないとは言えない状況にあります。しかしながら、那須南病院や市内開業医の協力により最低限必要な医療は確保されているものと思料されます。

特に、高齢者が多い当市におきましては、入院施設があり、二次救急を担っている那須南病院は地域の中核病院として重要な役割を果たしております。那須南病院においては、現在総務省が示す公立病院改革ガイドラインを踏まえて、那須南病院改革プランを策定中であります。プラン策定にあたっては、広域行政事務組合、那珂川町、那須烏山市等で協議をいただいているところでございます。

また、病院運営につきましては、医師不足、診療報酬引き下げなどさまざまな問題を抱え、必要な医療を確保することが大変難しくなっておりまして、救急医療や小児科医療、不採算でも必要な医療、これらが縮小する可能性も出てきています。市の財政が厳しい中で今後は地域でどのような医療が必要とされ、どのくらい財政支援すべきなのか、現状を踏まえ検討することが重要になってきております。

また、市民に身近な医療を提供するために、市が設置運営をしております国民健康保険直診の診療所3カ所及びへき地診療所につきましては、それぞれ医療の充実に努めているところであります。その中でも熊田診療所につきましては、医師の退職により存続が危惧されたことでもございましたが、7月から新たな医師を迎えることができましたことなど、医療体制の整備に努めているところであります。

超高齢化社会を迎え、安定した医療を確保することは、本市にとりまして特に重要な課題で

あります。今後診療所が担う役割として、これまでの医療行為に加え、生活習慣病等を予防し、医療費を抑制する予防活動や医療を必要とする高齢者が安心して受けられる在宅医療活動を行うという2つの大きな役割がございます。市民がどの地域に住んでいても安心で安全な生活が送れるよう、健康意識の向上に努めるとともに地域医療の確保充実に努めてまいる所存でございます。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 私のほうに、全国一斉学力テストの問題について答弁を求められておりますので、お答え申し上げます。

去る4月22日に全国の小学校の6年生と中学校3年生の児童生徒を対象に全国学力・学習状況調査を実施したところでございますが、その結果が8月29日に公表されました。この調査は実施主体が国となっております、その取り扱いについては都道府県教育委員会は市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと。市町村教育委員会は学校名を明らかにした公表を行わないこと。参加主体である市町村などに文部科学省より県教育委員会を通じて通知指導がされております。

本市教育委員会といたしましても、昨年度と同様その趣旨を遵守いたします。したがって、各学校がわかるような学力面の平均正答率などの数値部分については非公開にしたいと考えておりますので、ご理解を願います。なお、本年度も8月29日に調査結果が文部科学省より提供されましたので、その教科ごとの分析結果については公表し、説明責任を果たしてまいりたいと思っております。小中学校の教科ごとの分析資料は、市の教育施策や各学校の学校運営、また日々の授業の指導改善に役立ててまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） それでは、市長の答弁と教育長の答弁がありましたが、後のほうの教育長の答弁で、これは公表しないというのは文部科学省からの通達なんですか。しかし、その通達破りかどうかわかりませんが、この結果を宇都宮、それからもう一つは5自治体あるわけでありまして。大田原、矢板、高根沢、那須、この5自治体教育委員会は文部科学省の通達を破って公表したというふうな認識でよろしいんですか。

○議長（水上正治君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 通知には先ほど申し上げましたような指導がございます。また、最終的には市町村教育委員会の判断でやりなさい。県教育委員会、文部科学省はその発表することについて責任は負いませんから、どうぞ市町村教育委員会でやりなさいということなので、

子どもはこの調査の趣旨が全国の小学校6年生、小学校5年生までに獲得した学力の状況を調査した結果を、これからの学校経営や日々の授業改善の上に役立つ資料として、この事業に参加いたしましたから、国や県が言うようにその公表はしなくてもいいですよ。やったときにはどうぞおやりになってください。責任は持ちませんということになりますと、子どもはその状況調査、子供たちが獲得した試験の調査の結果の数値は大切にいただきます。これを子供たち一人一人に先生方が説明をしてお返しいたします。そして保護者にはそれと同じように、説明資料をつけてお返しいたします。学校には同じようにお返しいたします。これをもって昨年はやらせていただきました。

その結果、保護者、地域から初日に申し上げましたように、1件の不平、不満等も聞きませんでしたので、本市教育委員会がとり行った姿勢を理解していただいているという視点から、今年度もそのようにやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、教育長からの説明で、子どもはわからなかったんですが、全国学力一斉テストの結果というのは個人と父兄に既に知らせてある。（「まだ分析しないうちは、その結果資料が来ます。資料が来てそれを分析しなくちゃならないので、ちょっと時間がかかります」の声あり）

○議長（水上正治君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 昨年度のことは今、議員がおっしゃったとおりで、一人一人の資料が国から届けられますので、それは今申し上げましたとおり小学校ならば担任、中学校ならば教科指導の先生が資料に基づいて指導していただいて、その結果を今度は保護者に資料の読み方を添えてお返ししてございます。当然校長にはその資料についての一部始終をお伝えしてございます。したがって、子供たち、学校、保護者にはお伝えしてございます。なお、ご案内のとおり、分析の結果については広報等を通じてあるいは一部新聞社のご協力をいただいて公表しているところでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 小学校6年生の算数と国語、これもAとB。中学校3年生の数学と国語、AとB。知識問題と応用問題、Bのほうは応用問題であります。もう既に父兄と当人には公表をしているんだ。どこを公表しないんだと言ったときに、我々が今考えているのは公表しないということは、学校間の競争が激しくなって、そして競争だけが先走るからだめなんだというふうな新聞報道なり説明を聞いているわけであります。

そうすると、個人にはすべて知らせてあります。父兄にも知らせてあります。しかし、その分析結果が出て、数学あるいは国語でこういうふうに分分析をした。あなたの成績はここが弱いんだとか、ここは非常にいいんだとか、これに努力をなさい。こういうことをフォローするということは当然であります。

ただ、その学校間、ここを公表するかしないか、そうすると、那須烏山市であれば中学校は何校かある。小学校も何校かある。その中のこの小学校は国語はよかったけれども、算数はだめだよとか。この中学校はここがよかったけど、応用のほうはだめだったよとか、これは公表しても別に問題ないというの見方をしっかりしていれば、そういう市民の理解があれば、ランクづけじゃないんです。これがランクづけというふうにすぐに頭の中に来るのは、判断の基準がないんです。

ですから、高根沢や宇都宮あるいは矢板、大田原、こういうところが公表したときに、どういうふうな説明をしているのか。ただ、あの学校は1番とか2番じゃないんです。ここには個別の点数が出ているんです。烏山中学校なら烏山中学校の数学A、知識問題は何点ですよ。何番じゃないんです。これは全国平均、県平均より上回っていますとか下回っていますとか、それともう一つは理解力があるかないか。

ですから、私はその結果を発表すること自体が何でランクづけになってだめなのか。ここがちょっと疑問のところなんです。ランクづけのしようがないんです。全国平均とか県平均ということはわかりますが、この市内のランクづけというのが果たしてできるのか。この辺がちょっと私はわからないので、それは発表するしないというふうなものもひとつありますが、これをどういうふうにして市民が理解するのか。

これは新聞に出ていますからね。先ほど言ったように28日にバツと丸で。何で那須烏山市は片方だけなんだという疑問を持つ。別に発表してもいいのではないのか。ところが、逆に解されれば先生方は発表されることによって学校の順位をつけられて、逆に今度は先生が負担になって大変だから隠しているのではないかという見方もあるわけです。

ですから、この問題に関しては公表する、それともう一つは公表の仕方、こういうものを考えれば、その疑問は市民は解けるのではないかと考えますが、教育長はどういう考えなのか。

○議長（水上正治君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 樋山議員のように見識の高く理解度の高い人ばかりならば、これは問題ないんです。しかし、そうばかりはいかないんです。本市は小学校6校でございます。中学校4校でございます。これが数値が出ますと、小学校だって6校しかないんですから、小規模の10人です、1つの学校は。片方は100を超えます。その6校の順位づけというのは小学1年生だって数値を見ればできます。

そうしますと、どういうことになるかという、宇都宮のように68校もあれば、これはなかなか大変だと思いますが、そこまでして市民に公表する必要があるのかどうか。私は保護者と本人と学校が知っていて、この数値の例えばマイナスであったならば、日々の授業のどこに力を置いてどう改善していったらいいのかという資料をこの調査から獲得するのが、私はよろしいのではないかと思いますし、国が県がそうしろというのは、まさにそのところにあるのではないかと思っています。ご理解いただけませんか。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私がなぜこの問題を言うかといいますと、学校経営に地域が参加を下さい。そういうことを言っているわけです。協力だけはするけれども結果は知らせない。教育効果はどうなんだ。学校評議員というものをつくって地域の人が入ってきてくださいと言っています。そういうふうにして地域を動員したり、先ほどのスポーツ少年団の話にもいきますが、学校からスポーツ、体育というものの中の特殊な部分を切り離してスポーツ少年団でやってください。地域でやってください。学校の先生は忙しいから子供たちのそんなものは面倒見てられませんよ。地域地域にどんどん参加してくださいと言っていて、この学力テスト、私はテストのランクづけじゃない。自分たちの子供たちはどうなんだ。学校教育の中でこれをやるととんでもない。今、6校と4校がとんでもない評価を受けてしまう。

だから、発表の問題、父兄にしてもだれにしてもランクづけじゃなくて、1年生でもわかる、中学生でもわかるというんですが、発表したら。そうすると、ここで出ているのはどういうことかといいますと、これは新聞にも出ていますが点数だけなんです。ところが、国語の点数、算数の点数、どこが低いといったときに、もしこの問題を評議員が聞きたいと言った場合にはどういうふうな答えを出すのか。その辺も教育長にお伺いしたい。

○議長（水上正治君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） まさに議員がおっしゃるとおり、今、学校を開ける限り開いている。そして、子供たちを指導する。あるいは子供たちが願うような将来像を教員だけでなく、学校だけでなく、地域の保護者やあるいは評議員等々にもご指導を得ながら、学校運営をやっているわけでございます。

評議員は学校長がこの人であれば信頼できますよということで委嘱をしております。しかし、学力テストの結果、数値の部分はたとえ評議員といえども公表いたしません。ただ、分析結果、議員がおっしゃったように、よくご存じですが、Aの基礎知識、このところの分析結果は全部出しますよ。Aという小学校は非常にすぐれていますよ。特にこういう漢字を書く、文章をつくる能力はたけていますよ。これは分析結果は全部出します。ただ、どここの学校が何点でどここの学校が何点という数値を出すことによって、これは数値というのは非常に关心事が

高い。これは自明の理でございますが、そここのところは避けたい。したがって、評議員の方々、みんなたけている人ですから、その分析結果を資料として提供させていただければ、その学校の実態は仄聞していただけるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） これは文部科学省からそこまでやる必要はない。しかし、あなたたちが出したいのなら、その責任は教育委員会が持ちなさいよと。私はもう知りませんからねというのが文部科学省からの指導だろうと思いますが、なぜそれでは宇都宮、規模の大きいところ、あるいは大田原、高根沢、矢板とか那須町とか、これは思い切ってこの結果を公表したわけです。それで、大混乱が起きたのかというと、そうでもない。私はその地域のために教育だとか何か、今の文部科学省の指導であります。小学校でも中学校でも地域の皆さんに開かれたものと言いながら、この問題だけは開かれないというのにちょっと疑問を感じたわけでありまして。

なぜかという、試験の結果というものは我々も学生時代、今もそうでしょう。一から十まで全部英語が何点、数学が何点と全部出るわけですから、クラス何番とかって。これを拡大解釈をしていくと、それが悪い、だめだというふうになるわけです。

1つの学校がありますね。中学校なら中学校、そうするとクラスであなたは何番ですよ、あるいは数学は何番ですよ。こういうふうにして順序を全部序列にするわけです。これをみんな知らせるわけです。試験などというのはその一番いい例ですよ。高校入試でも大学入試でも、そこから決めていくわけです。ですから、もう既に今は学力を6割以上、今までは学力以外のものでも選考の基準に入れていたわけです。これをどんどんどんどん減らしているわけです。これはまさに教育なんです。そして競争なんです。

ですから、こういう中であって、なぜこの問題を言うかと言いますと、この地域の教育力というものが何ではかれるかということ、学力ではかるような時代なんです、今は。徳育ではかったり、体育ではかるのなら別なんです。体育ではかるんだったら、試験の科目の中に100メートル何秒で走りますか。あるいはあなたは懸垂何回できますか。こういうものも入ってこなければいけないんです。徳育としてあなたはどういうことをしていますか、日ごろ心がけておられますか。他人に迷惑をかけない、困った人がいたら助ける。こういう1つの基準というものを試験の中に入れなければ不公平なんです。

ところがそうじゃないんです。この地域の教育というのは教育力が落ちていくというのは、いいことを言っています、徳育、体育、知育、食育なんて言っているけれども、その中からほとんど試験は出てこないんです。みんな筆記試験なんです。ですから、この問題は大切だと主

張するのはそこなんです。

ですから、栃木県の中で、平均点がここだ。この学校は平均点より低い。この科目は低いと言ったならば、それに対して分析結果も含めて先生方がどれだけ努力するかなんです。よし、それではおれの受け持ちの子供たちはこれから徹底して弱い部分をやると、子供たちと相談して校長と相談して、そしてその学力を上げていかなければ、こういうものを公表して学力を上げようと思った、そういう教育をしている自治体と、ここにこれからとんでもない格差が出てくる。もうその自治体の教育委員会を初め教育関係者が、よしそれではおれたちの自治体はこうしようと。もうこれは競争の始まりです。

今まで既に競争があったんです。全国学力テストをやったということは、競争をして学力を上げろ。これが文部科学省の真の目的であります。ここをわからないで公表しない、公表しないと。文部科学省が今そういう指導をしています。ここで公表した学校、そのうち今度はまた出てきますから、何とか公表しろと。うちのほうはどうなっているんだと。そういうときに、いやいや公表するのではなくて、公表の手順と理解をさせて公表をしなければ混乱する。だから私は言っているんです。

教育の効果が出てくるというのは20年、30年先なんです。きょうやったからあした効果が出るなんていうことはないんです。全人格的な教育でありますから、この教育に関しては今やらなければならないこと、そしてその子供たちが小学校の低学年でやらなければならない。小学校高学年、そして中学校、高等学校と一番大切な小学校低学年のときに何を教えるかと言ったら礼儀なんです。

ところが、その礼儀でもっていったら世の中でどういうことになるか。もう既に困った人がいたら助けなさいと教えないんですよ。下手にやったら連れていかれちゃうから逃げなさい。これが現実ですから。世の中、これからそういうふうな甘くはいかないので、この教育の中で一番これからやらなければならないことは学力なんです。これが一番なんです。

だから、この問題に関して言うのは、今そんなに世の中は徳育なんて言って、ちょっとお嬢ちゃんと言って道を聞かれたら、その子供は車から逃げろと教えられているんです。親切にものを教えるんじゃない。知らない人から声をかけられたら逃げろ。これが今身を守るすべてなんです。

それなのに片方で今度は教育に関しては学力に関して公表しない。学力向上のこの問題に関しては、私はそういう意味では文部科学省の指導は間違っている。本来ならば、国全体でやらなければならない問題をこういう学力テストが始まったために、これから余計加速している。学力偏重になるのはもう目に見えています。学力偏重になったとき、学力がなければどうということになるかという、ここは少なくとも余計学力がつかないところになっちゃうんです。

ほかはこれから必死でやろうとしている。だから、ここはもうそういう意味では公表の手順、よく理解してもらって公表して、ここの地域的那須烏山市の教育はここまでやる。やれば今度は結果が出るわけですから。ですから、そういうふうにはやらなければならない。

教育長は文部科学省の問題がある、あるいは県教育委員会のいろいろな問題があつて、これは独断でできないということでありましょうが、やはりそれともう一つはこれと全く逆なんです。愛知県の犬山市、ここの教育委員会はこんなものやらない。2年もやらない、去年もやらない、ことしもやらない。そうしたら、市長が怒ってどう言ったか。次からはやります。教育長を変えます。こういう答えをするんですよ。

信念をもって教育を預かったというのであれば、公表にする試験をやらないにしても、そのぐらいの信念があつて、だめなら首にしてくれ。おれの信念はこうだ、それを貫くと。言ったからはいじゃなくて、そのぐらいのものでなくては私はその教育を預かる現場、教育だけではありませんが、すべての問題に関してこういうものを貫ける。こういうものがなければ、正しいものは出てこないのではないかな。この辺でこの質問は終了いたします。

ただ、文化施設について、これはこれから検討するというふうな市長の調査研究をしてやるのというのは、私の質問の内容は、体育館的なものと市民会館的なもの、これを両方の機能を備えた施設というものがこの市にとっては今一番必要な施設ではないのか。これは本庁舎というのにも必要でありましょうが、今、市民が要望しているものはその2つの機能を備えた施設を早く何とかしてくれないか。合併しても何も進まない。1つ目玉となるこういうものを、市長は調査研究というふうな答弁をしておりますが、これは資金がないというのではなくて、これは合併特例債は使えると思うんですが。

それともう一つは、烏山の人間がこういうことを言つてはまずいんですが、南那須では前あった施設で国土交通省かどこかからその土地を買って何億円かあるんですよ、資金は。資金がないのではなくて、私は烏山の人間だから、そんな大きな声で言えないですが、やはりこういうものに関して何かこういうものがあつたならば、実際にスタートすると着工まで3年ぐらいかかるんですよ。敷地はある程度は予定をしておいたんでしょから。その辺のところを市長お願いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） これは確かに文化施設、そして体育施設を多目的ホール的なものの必要性は十分承知しております。それもやはり対応は合併特例債対応、そしてそればかりではいきませんので、基本的には今の基金の中で公共施設基金が今5億6,000万円しかありません。これから積み増しをしていって、そういった基金も原資としながら合併特例債特養型だろうと私は考えています。

また、旧南那須にありました勤労者スポーツセンター、体育館は結局堤防かさ上げのために取り壊しいただきまして、そのときの基金が3億3,000万円実はあります。これは色がついていると言えはいるんですが、この合併をした那須烏山市の基金の公共施設基金に入れてあります。

したがって、そういうところも合併前協議については、当然継承されておりますので、その辺のところを忘れてはいるわけではございません。そういったところも合併をした那須烏山市にとってふさわしい体育館、そして文化会館も含めた多目的ホールの必要性は十分に感じております。その辺の設置については、この総合計画の中で明確に実施計画の中であらわしていきたいと思っています。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、市民は合併したシンボルが何もないんです。合併はしたけれども、分庁方式であったり余り変わっていない。合併に対して市民が何かここで象徴になるものとして望んでいるのは、今言った文化施設、体育施設なんです。しかも、それは資金がないというのではなくて、どこかの町で13億円ぐらいでつくる計画が出たようです。だから、合併特例債を使ってこれを資源にすれば、十分にできる財政的裏づけはあるんだろうと。それを発表しただけでも、市民は、やっぱり合併してよかったんだと。これが1つのシンボルになるんだと。これは旧南那須、旧烏山、この両町がそこで何かをイベントでもやると、もうちょっと違ってくるのではないか。ただ、研究するあるいは総合計画の中で、私はその裏を考えると、きのうの1市1町合併なんです。二重投資にはならないのか。だから、延ばしているのか。1市1町合併すれば、当然それも必要なわけです。

ですから、1市1町をやるまでは市民の皆さんに待ってくれと。今、研究をしているというふうにして、市長は二重投資を避けようとして、こういうことを言っているのかなと。こういうふうな考えもあったわけでありまして。しかし、果たして1市1町の合併がいつになるのか。5年先になるのか、10年先になるのか。これはなかなか難しいところでありまして。

ですから、このまま何も合併のシンボルがなくていくと、市民はなかなか融合、融和と言ってもそこに到達しない。だから、私は今、市長の真意を問いただしたわけでありまして、市長は総合計画の中でこの実現を図るという答えでありますから、これはやむを得ません。私は私なりの考えがあったんですが、これに対して市長はそういう答弁で、何回も答弁していることでもありますから、私がここで言ったから、はい、やりますなどということはないわけでありまして、ですから、私はシンボルとしてそういうものが需要だという認識があるなら、それも早急にやってほしい。なぜかという、合併してからもう2年近くたっているんです。そうするとあと残りの期間でやらないと、その前に合併特例債を全部使ってしまえば別ですけども、

そこに特例債を使ってきちんと両方で、そのぐらいのアドバランを上げるぐらいの市長としての要素は必要じゃないですか。どうですか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほども財政健全化計画のお話が大分集中はしていたんですけども、やはりこれは何のための総合計画かということをご理解をいただきたいと思います。大きく前期と後期に分かれております。その10カ年で合併特例債は当然対応可能だということでございます。そのようなことで、計画的にこれは健全財政を堅持しつつも、そのような優先順位の、いわゆる箱ものといえますか、そういったことについては整備が必要だと思っておりますので、ぜいたく華美なところはなかなかできませんので、この財政規模に合った身の丈に合った文化施設、多目的施設、このようなことになろうと思っておりますが、繰り返しになりますが、10カ年間のこの総合計画の中で対応していきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） この問題に関しては市長の判断でありますから、やむを得ませんが、私は象徴となるものが欲しいという考えでありました。

次に、地域で支える高齢者福祉ということですが、市のほうもいろいろなことはやっております。私は持論としてこの地域で支えるというものに関しまして、今、緒についたばかりであります。向田、落合にいきいき健康クラブ、これは社会福祉協議会あるいは健康福祉課のお世話になってやっと立ち上げることができました。そして、今順調に活動をしています。これがどこまでどういうふうになっていけばいいのか。

この地域で高齢者を支えるということ自体、非常に難しいんですが、行政の施策を取り入れながら地域でもまた新しい施策を地域住民が確立していく。先ほど平塚議員が一般質問したときに、六百何人かの独居老人がいる。この老人をどうカバーするのか。それはやはり緊急な場合はどうしても地域、身近な人なんです。隣近所なんです。この人たちがどういうふうにカバーできるか。

この間の新聞に、9月1日防災の日を記念して、災害時用援護者リストアップ、完了は9市町のみ。その中に那須烏山市は今作業中と回答している。これなども独居老人に対してどういうふうに地域でそのカバーができていけるかと言え、これほど力強いものはないわけでありませう。

隣近所の人たちがあそこはもう独居老人であることはわかっているわけでありませうから、火災であっても、あるいは地震であっても、大雨であっても、その地域の人が助けることができる。こういうものを何とかできる地域からやっていけないのか。市がこうしろと命令したってなかなか難しいと思います。そうすると、だれにやらせるかということ、民生委員さんどうで

すか、民生委員さんは変わるわけですから、中にはおれはそんな仕事したくないという民生委員だっているわけでありまして。各自治会といいますか行政区の中には、班というものがあるわけでありまして。恐らく何かのときはだれも言わなくたって助けに行く人が多いと思いますよ、非常時には。

町うちはどうかわかりませんが、在のほうは何か困ってればそれを見過ごすということはない。それがある程度システム化できると非常にいいのではないかと。この辺に関しては地域というものがどういうふうにして支えていくか。行政ともう一つ、地域、この考えはどういうふうに市長は理解するのか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まず初めに、向田地区でことしから始められました清水ヶ丘いきいきクラブ、健康クラブ、これはまさに那須烏山市の高齢者福祉のモデル事業になるのかなと大変ありがたい組織を立ち上げていただいた。議員初め会長さん、そういった皆様に本当に心から敬意を表したいと思います。

そういった行政と地域のかかわりというのは、私はそういうものだろうな。これからは、やはりそのようなことを拡大していくべきだろうと考えています。したがって、今後の独居老人を初め高齢者世帯が毎年毎年、恐らく1%ぐらいずつふえてまいるでしょう。昔から知り合いである近隣、そして地域、こういったところを核とした支え合う組織といいますか、そういったところと行政と協働して支え合う組織づくりといったところが必要だろうと思っております。今の取り組みについてのモデル的なことで、そういった地域を今後ふやさせていただきたいと考えています。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 清水ヶ丘いきいきクラブに関しては市長も非常に理解があって、これを1つのモデル地域にしたいという考えでありますから、これは私のほうはぜひともそうしていただきたい。そして、これが各地域に広がっていけばいいと。これはなぜかと申しますと、先ほど市長がちょっと触れたようであります。今見てもこれから10年、15年後に、どの家とどの家がじいちゃん、ばあちゃんしかいなくなっちゃうとカウントできるんです。だから、早目にやっておいたほうがいいんじゃないのか。

帰ってこないんだからだめですよ。もう80近い人、おじいちゃんが先に亡くなっちゃったらあちゃん一人になっちゃった。それがいつ起きてもおかしくないような家がいっぱいあるわけです。ですから、こういうものを早目に構築しておけば、これは行政が支える部分と住民が支える部分、これがマッチすれば、先ほど言った安心して老後を迎えられる。市長が安心、安全、そして老後を迎える社会が理想的なんだと。この理想に近づくためには、そういう方法

でなければできないんです。

せがれが東京のマンションにいるから来いと言ったって行かないです。2日も行ったら、もう嫌になっちゃったとみんな帰ってくるんだから。どうしても最後の最後までこの地域で、隣近所と仲よくしたその中で老後を迎えて、安心して眠れる。安心して旅立つことができる。こういうふうになるのが理想の社会ではないか。これは行政と地域が連携すればできるんです。人口をふやすよりもっと大変かもしれないけれども、それよりもこれも必要だと思います。

だから、これをやるということに関して、こういう問題をこれから取り上げていって、市民の方々に啓蒙して、それではうちのほうもやろうということになれば、そこで今まで携わってきた人たちが、こうしたよ、ああしたよ、そしてこうなったよということは行政としても話もできるんじゃないのかなと。私はそういうふうを考えておりますが、ひとつ市長のほうもモデルケースとしてやって、またそういうふうにしてもらいたいということでもありますから、これは私がやっているわけではありませんから勘違いをしないように。やっている人はちゃんとした会長さんがいて、その人がしっかりやっているわけでもあります。

さて、あともう一つは地域医療ですが、地域医療の問題も大切な問題で、私は先ほどちょっと言いましたが、できるところ、どういうことかと申しますと、若手の医者というわけではありませんが、パソコンでランで結んで那須南の中核病院とカルテの共有ができないのか。この辺のところを私はちょっと市長に専門的なことで市長がわからなければだれかわかる人がいれば、答弁をしていただきたいと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） カルテの共有ということでございますが、詳しいことはわかりませんが、今、那須南病院は二次救急ですよね。実は三次救急は県北は日赤をお願いをしている。そうしますと、今そういった提携がございまして、二次と三次の間ではそういうことが既に始まりました。ですから、そういったことを意味されているのかなと思いますが、それを個人医と那須南病院と結んだらということだと思います。若い医師ならパソコンを使えるからということですが、その辺は医師会に図ってまいりたいと思いますが、うちも今若い医師が熊田診療所にまいりましたので、熊田診療所については直営でございますから、そのようなことも可能なのかなということで、先生と協議をしてみたいと思います。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 熊田診療所、これは非常に若くて優秀な医師が来てくれたということでもありますから、その辺から始まって1つでも2つでもそういうことができる、可能であれば。特に、熊田診療所の場合にはこれは那須烏山市が運営をしているわけでもありますから、これは当然医師にそれだけの力量とやる気があれば、とりあえず熊田診療所だけでもスタート

して、そしてこれから中核医療の那須南病院と個人医と、とりあえずそういうふうな形でスタートができればいいと思うので、とりあえず熊田診療所と市長のほうでこの問題に関して技術的に可能かどうか確認をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 早急に有我先生とお話をして、その対応を、恐らく大丈夫だと思います。あとは関口院長との話し合いも必要でございますので、そのようなところも巻き込みながら対応可能なことにしていきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私の質問はこれできょうは切り上げます。

皆さん、とにかく待ちに待って、いつ樋山は終わるんだろうと言っていますが、きょうはとりあえずこういうことで質問を終わりにいたします。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君の質問は終わりました。よって、今会期中の一般質問はすべて終了しました。

---

○議長（水上正治君） 本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

[午後 4時18分散会]